

第12回教育委員会定例会 案件表

○日時

令和5年6月22日(木) 午前10時00分から

○議題

1 練馬区教育委員会教育長職務代理者の指名について

2 議案

- (1) 議案第31号 練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会規則の一部を
改正する規則 (資料1)
- (2) 議案第32号 練馬区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則 (資料2)
- (3) 議案第33号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則 (資料3)
- (4) 議案第34号 練馬区立幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を
改正する規則 (資料4)
- (5) 議案第35号 練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について (資料5)

3 請願・陳情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める
陳情書〔継続審議〕

4 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

5 報告

- (1) 教育長報告
 - ① 令和5年第二回練馬区議会定例会提出議案について (資料6)
 - ② (仮称)練馬区幼保小連携推進方針〔素案〕について (資料7-1、7-2)
 - ③ 練馬区立少年自然の家の食事料金改定について (資料8)
 - ④ 子ども相談アプリの運用開始について (資料9)
 - ⑤ 区立学童クラブの休室について (資料10)
 - ⑥ 令和5年度練馬子ども議会の開催について (資料11)
 - ⑦ その他

資料 1	
------	--

議案第 3 1 号

練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 2 2 日

提出者 教育長 堀 和 夫

練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会規則の一部を改正する規則

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会規則の一部を改正する規則

練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会規則（平成28年5月練馬区教育委員会規則第17号）の一部をつぎのように改正する。

第3条第2項中「委員の互選により定める」を「教育振興部長の職にある者を充てる」に改める。

別表学校関係者の項中「4人」を「2人」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

参考資料

令和5年6月22日
教育振興部教育施策課

練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会規則の一部を改正する規則について

1 改正の理由

練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会の効率的な検討体制を整備するとともに、学校関係者の委員の負担軽減を図るため所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 「委員長は、委員の互選により定める。」を「委員長は、教育振興部長の職にある者を充てる。」に改める。
- (2) 学校関係者の委員のうち、小学校長を4人から2人、中学校長を4人から2人に改める。

3 施行期日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

別	紙
---	---

練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会規則新旧対照表

現 行		改正案	
(組織)		(組織)	
第3条 [略]		第3条 [略]	
2 委員長は、 <u>委員の互選により定める。</u>		2 委員長は、 <u>教育振興部長の職にある者を充てる。</u>	
3～5 [略]		3～5 [略]	
付 則 [略]		付 則 [略]	
		付 則	
		<u>この規則は、公布の日から施行する。</u>	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
学校関係者	小学校長（4人）、中学校長（4人）、幼稚園長（1人）	学校関係者	小学校長（2人）、中学校長（2人）、幼稚園長（1人）
[略]	[略]	[略]	[略]

資 料 2	
-------	--

議案第 3 2 号

練馬区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 2 2 日

提出者 教育長 堀 和 夫

練馬区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

練馬区立少年自然の家条例施行規則（昭和60年1月練馬区教育委員会規則第2号）の一部をつぎのように改正する。

別表第2朝食の項中「600円」を「690円」に改め、同表昼食の項中「1,000円」を「1,150円」に改め、同表夕食の項中「2,400円」を「2,760円」に改め、同表追加料理等の項中「5,000円」を「5,750円」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の練馬区立少年自然の家条例施行規則別表第2の規定は、令和5年7月1日以後に利用を開始するものについて適用し、同年6月30日以前に利用を開始するものについては、なお従前の例による。

参考資料

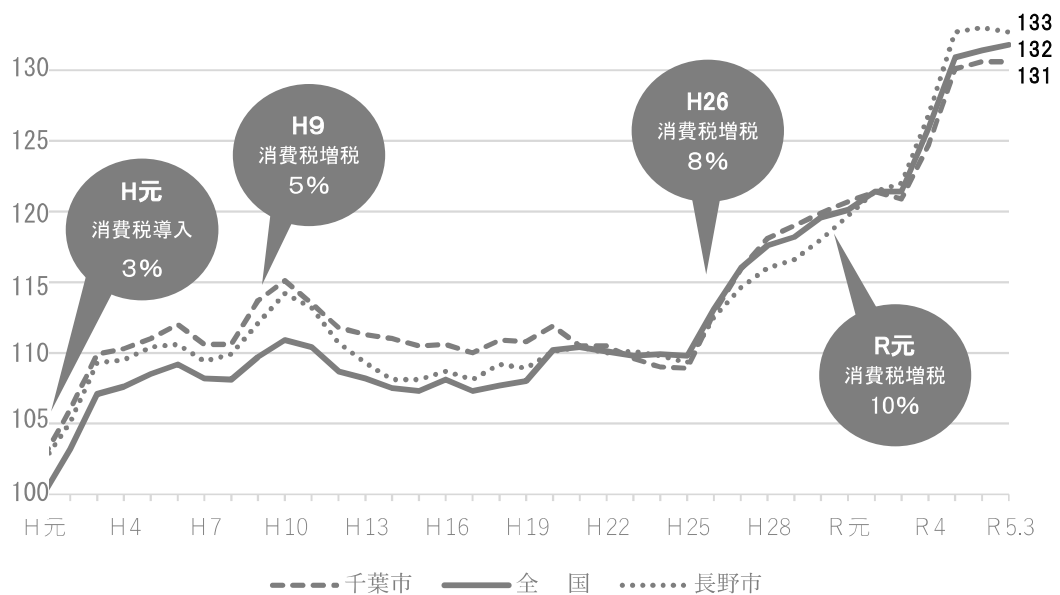
令和5年6月22日
教育振興部保健給食課

練馬区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

練馬区立少年自然の家の食事料金改定に伴い、食事の提供に要する費用の上限額を改正する。

現行料金を設定した平成元年と比較して約30%、物価指数が上昇しているが、大幅な値上げによる利用者への影響を考慮し、事業者との協議を踏まえて今回15%の値上げとする。



※ 政府統計の総合窓口 (e-Stat) 消費者物価指数 (食料) 令和5年3月分までの最新データをもとに作成

2 改正の内容

別表第2で定める各区分の上限額を15%引き上げる。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和5年7月1日

別	紙
---	---

練馬区立少年自然の家条例施行規則新旧対照表

現 行	改正案																				
<p>本 則 [略]</p> <p>付 則 [略]</p>	<p>本 則 [略]</p> <p>付 則 [略]</p> <p>付 則</p> <p><u>1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この規則による改正後の練馬区立少年自然の家条例施行規則別表第2の規定は、令和5年7月1日以後に利用を開始するものについて適用し、同年6月30日以前に利用を開始するものについては、なお従前の例による。</u></p>																				
<p>別表第2（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">食事の提供に要する費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝食</td> <td style="text-align: right;">600円</td> </tr> <tr> <td>昼食</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> </tr> <tr> <td>夕食</td> <td style="text-align: right;">2,400円</td> </tr> <tr> <td>追加料理等</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	食事の提供に要する費用	朝食	600円	昼食	1,000円	夕食	2,400円	追加料理等	5,000円	<p>別表第2（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">食事の提供に要する費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝食</td> <td style="text-align: right;">690円</td> </tr> <tr> <td>昼食</td> <td style="text-align: right;">1,150円</td> </tr> <tr> <td>夕食</td> <td style="text-align: right;">2,760円</td> </tr> <tr> <td>追加料理等</td> <td style="text-align: right;">5,750円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	食事の提供に要する費用	朝食	690円	昼食	1,150円	夕食	2,760円	追加料理等	5,750円
区分	食事の提供に要する費用																				
朝食	600円																				
昼食	1,000円																				
夕食	2,400円																				
追加料理等	5,000円																				
区分	食事の提供に要する費用																				
朝食	690円																				
昼食	1,150円																				
夕食	2,760円																				
追加料理等	5,750円																				

議案第 33 号

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 22 日

提出者 教育長 堀 和 夫

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月練馬区教育委員会規則第1号）の一部をつぎのように改正する。

第8条第2項中「含む。以下同じ。）」のつぎに「またはパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。以下同じ。）の相手方」を加え、「第30条第1項第6号および第7号」を「第30条第1項第8号および第9号」に改め、同条第5項第5号中「配偶者」のつぎに「またはパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第9項中「親族関係」のつぎに「またはパートナーシップ関係」を加える。

第8条の2第10項中「親族関係」のつぎに「またはパートナーシップ関係」を加える。

第22条第3項各号および第4項中「配偶者」のつぎに「またはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第23条第1項中「男性」を削り、「配偶者」のつぎに「またはパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第2項中「配偶者」のつぎに「またはパートナーシップ関係の相手方」を加え、「原則として日を単位として」を「日または時間を単位として、」に改め、同条第3項中「配偶者」のつぎに「またはパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項のつぎにつきの1項を加える。

3 出産支援休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

第25条第1項中「する場合」のつぎに「、パートナーシップ関係となる場合」

を、「親族」のつぎに「またはパートナーシップ関係の相手方等（以下「親族等」という。）」を加え、同条第2項第1号中「場合」のつぎに「またはパートナーシップ関係となる場合」を加え、同項第2号中「親族」を「親族等」に改める。

第28条第1項中「親族」を「親族等」に改める。

第29条の2第1項中「配偶者」のつぎに「またはパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項のつぎにつきの1項を加える。

3 子の看護のための休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

第29条の3第1項中「男性」を削り、「配偶者」のつぎに「またはパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第2項本文中「配偶者」のつぎに「またはパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項ただし書中「男性」を削り、「その配偶者」のつぎに「もしくはパートナーシップ関係の相手方」を、「配偶者」のつぎに「またはパートナーシップ関係の相手方」を加え、「原則として日を単位として」を「日または時間を単位として、」に改め、同条第3項中「配偶者」のつぎに「またはパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項のつぎにつきの1項を加える。

3 育児参加休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

第29条の4中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項のつぎにつきの1項を加える。

3 短期の介護休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

第30条第1項中「の各号」を削り、同項第7号中「配偶者」のつぎに「またはパートナーシップ関係の相手方」を加え、同号を同項第9号とし、同項第6号中

「配偶者」のつぎに「またはパートナーシップ関係の相手方」を加え、同号を同項第8号とし、同項第5号中「配偶者」のつぎに「またはパートナーシップ関係の相手方」を加え、同号を同項第7号とし、同項第4号中「配偶者」のつぎに「またはパートナーシップ関係の相手方」を加え、同号を同項第6号とし、同項第3号のつぎにつぎの2号を加える。

(4) パートナーシップ関係の相手方

(5) パートナーシップ関係の相手方の父母

第30条の2中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項のつぎにつぎの1項を加える。

4 練馬区職員の高齢者部分休業に関する条例（令和5年6月練馬区条例第号）第2条の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

別表第4をつぎのように改める。

別表第4（第25条関係）

親族等	日数
配偶者またはパートナーシップ関係の相手方	10日
父母	10日
子	10日
祖父母	7日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合は、10日）
孫	5日
兄弟姉妹	5日
<small>そう</small> 曾祖父母	5日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合は、10日）
伯叔父母	5日（職員が代襲相続し、かつ、祭

	具等の承継を受ける場合は、10日)
甥姪	3日
父母の配偶者もしくはパートナーシップ関係の相手方または配偶者もしくはパートナーシップ関係の相手方の父母	5日（職員と生計を一にしていた場合は、10日）
子の配偶者もしくはパートナーシップ関係の相手方または配偶者もしくはパートナーシップ関係の相手方の子	5日（職員と生計を一にしていた場合は、10日）
祖父母の配偶者もしくはパートナーシップ関係の相手方または配偶者もしくはパートナーシップ関係の相手方の祖父母	3日（職員と生計を一にしていた場合は、7日）
孫の配偶者もしくはパートナーシップ関係の相手方または配偶者もしくはパートナーシップ関係の相手方の孫	2日（職員と生計を一にしていた場合は、5日）
兄弟姉妹の配偶者もしくはパートナーシップ関係の相手方または配偶者もしくはパートナーシップ関係の相手方の兄弟姉妹	2日（職員と生計を一にしていた場合は、5日）
^{そう} 曾祖父母の配偶者もしくはパートナーシップ関係の相手方または配偶者もしくはパートナーシップ関係の相手方の ^{そう} 曾祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合は、5日）
伯叔父母の配偶者もしくはパートナーシップ関係の相手方または配偶者	1日（職員と生計を一にしていた場合は、5日）

もしくはパートナーシップ関係の相手方の伯叔父母	
甥姪の配偶者もしくはパートナーシップ関係の相手方または配偶者もしくはパートナーシップ関係の相手方の甥姪	1日（職員と生計を一にしていた場合は、3日）
従兄弟姉妹	1日

別記様式第4号および別記様式第5号中「配偶者」のつぎに「またはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付 則

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。ただし、第30条の2中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項のつぎに1項を加える改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

令和 5 年 6 月 22 日
教育振興部教育指導課

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月21日制定）の一部を改正する条例による、パートナーシップ関係の相手方に係る文言の追加および各休暇の承認期間の規定整備に伴い、練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則について、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 育児または介護を行う職員の深夜勤務および超過勤務の制限の規定について、各項の「配偶者」および「親族関係」のつぎに「パートナーシップ関係」を加える。
- (2) 育児時間、出産支援休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇、介護休暇の規定について、各項の「配偶者」のつぎに「パートナーシップ関係の相手方等」を加える。
- (3) 慶弔休暇の対象として、職員がパートナーシップ関係となる場合、職員のパートナーシップ関係の相手方等が死亡した場合を加える。
- (4) 慶弔休暇およびボランティア休暇の規定について、「親族」のつぎに「またはパートナーシップ関係の相手方」を加え、「親族等」に改める。
- (5) 出産支援休暇および育児参加休暇の承認期間について、「原則として日を単位として」を「日または時間を単位として、」に改める。
- (6) 出産支援休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇、短期の介護休暇について、残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる旨新設する。
- (7) 高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する介護時間の承認につ

いて、1日につき2時間から当該高齢者部分休業の承認を受けて勤務時間を減じた時間を超えない範囲内で行う旨新設する。

3 施行期日

(1)から(6) 令和5年7月1日施行

(7) 令和6年4月1日施行

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>(育児または介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 条例第11条第1項の職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子（条例第11条第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。<u>第30条第1項第6号および第7号を除き、以下同じ。</u>）の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者は、つぎの各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 第3項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、つぎの各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親である者が、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして第2項に定める</p>	<p>(育児または介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 条例第11条第1項の職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）<u>またはパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。以下同じ。）</u>の相手方で当該子（条例第11条第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。<u>第30条第1項第8号および第9号を除き、以下同じ。</u>）の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者は、つぎの各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 第3項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、つぎの各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 当該請求をした職員の配偶者<u>またはパートナーシップ関係の相手方</u>で当該請求に係る子の親である者が、深夜において常態として当該子を養育するこ</p>

ものに該当することとなった場合

6～8 [略]

9 第3項から前項までの規定（第5項第3号から第5号までを除く。）は、条例第11条第2項に規定する要介護者（2週間以上にわたり介護を必要とする1の継続する状態にある者に限る。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、第3項中「条例第11条第1項」とあるのは「条例第11条第2項において準用する同条第1項」と、第4項中「前項」とあるのは「第9項において準用する前項」と、第5項中「第3項」とあるのは「第9項において準用する第3項」と、「つぎの各号」とあるのは「第1号および第2号」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁または養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第6項中「前項各号」とあるのは「第9項において準用する前項第1号および第2号」と、「第3項」とあるのは「第9項において準用する第3項」と、第7項中「前2項」とあるのは「第9項において準用する前2項」と、「第5項各号」とあるのは「第9項において準用する第5項第1号および第2号」と、第8項中「第3項」とあるのは「次項において準用する第3項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）

第8条の2 [略]

2～9 [略]

10 前各項の規定（第6項第3号および第

とができるものとして第2項に定めるものに該当することとなった場合

6～8 [略]

9 第3項から前項までの規定（第5項第3号から第5号までを除く。）は、条例第11条第2項に規定する要介護者（2週間以上にわたり介護を必要とする1の継続する状態にある者に限る。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、第3項中「条例第11条第1項」とあるのは「条例第11条第2項において準用する同条第1項」と、第4項中「前項」とあるのは「第9項において準用する前項」と、第5項中「第3項」とあるのは「第9項において準用する第3項」と、「つぎの各号」とあるのは「第1号および第2号」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁または養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係またはパートナーシップ関係が消滅した」と、第6項中「前項各号」とあるのは「第9項において準用する前項第1号および第2号」と、「第3項」とあるのは「第9項において準用する第3項」と、第7項中「前2項」とあるのは「第9項において準用する前2項」と、「第5項各号」とあるのは「第9項において準用する第5項第1号および第2号」と、第8項中「第3項」とあるのは「次項において準用する第3項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）

第8条の2 [略]

2～9 [略]

10 前各項の規定（第6項第3号および第

4号ならびに第7項第1号および第2号を除く。)は、条例第11条の2第2項および条例第11条の3第2項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「条例第11条の2第1項または条例第11条の3第1項」とあるのは「条例第11条の2第2項において準用する同条第1項または条例第11条の3第2項において準用する同条第1項」と、「条例第11条の2第1項の規定による請求に係る期間と条例第11条の3第1項の規定による請求に係る期間」とあるのは「条例第11条の2第2項において準用する同条第1項の規定による請求に係る期間と条例第11条の3第2項において準用する同条第1項の規定による請求に係る期間」と、第2項中「条例第11条の3第1項」とあるのは「条例第11条の3第2項において準用する同条第1項」と、第3項および第4項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第5項中「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、第6項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、「つぎの各号」とあるのは「第1号および第2号」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁または養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第7項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、「つぎの各号」とあるのは「第10項において準用する前項第1号および第2号」と、「同項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第8項中「前2項」とあるのは「第10項において準用する前2項」と、「第

4号ならびに第7項第1号および第2号を除く。)は、条例第11条の2第2項および条例第11条の3第2項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「条例第11条の2第1項または条例第11条の3第1項」とあるのは「条例第11条の2第2項において準用する同条第1項または条例第11条の3第2項において準用する同条第1項」と、「条例第11条の2第1項の規定による請求に係る期間と条例第11条の3第1項の規定による請求に係る期間」とあるのは「条例第11条の2第2項において準用する同条第1項の規定による請求に係る期間と条例第11条の3第2項において準用する同条第1項の規定による請求に係る期間」と、第2項中「条例第11条の3第1項」とあるのは「条例第11条の3第2項において準用する同条第1項」と、第3項および第4項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第5項中「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、第6項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、「つぎの各号」とあるのは「第1号および第2号」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁または養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係またはパートナーシップ関係が消滅した」と、第7項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、「つぎの各号」とあるのは「第10項において準用する前項第1号および第2号」と、「同項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第8項中「前2項」とあるのは「第10項におい

6 項各号」とあるのは「第10項において準用する第6項第1号および第2号」と、第9項中「第1項」とあるのは「次項において準用する第1項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(育児時間)

第22条 [略]

2 [略]

3 男性職員の育児時間は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、承認しないものとする。

(1) 育児時間により育てようとする子について、配偶者が労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法律または条例等により出産後の休養を与えられている場合

(2) 配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている場合

(3) 育児時間により育てようとする子について、配偶者が常態として育てることができる場合

4 第2項の規定にかかわらず、男性職員の育児時間は、その配偶者が当該子について育児時間（当該配偶者が職員でない場合にあつては、労働基準法第67条の規定による育児時間または他の法律もしくは条例等に基づく育児時間に相当するもの。以下同じ。）を利用するときは、1日について90分から当該配偶者が利用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。

て準用する前2項」と、「第6項各号」とあるのは「第10項において準用する第6項第1号および第2号」と、第9項中「第1項」とあるのは「次項において準用する第1項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(育児時間)

第22条 [略]

2 [略]

3 男性職員の育児時間は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、承認しないものとする。

(1) 育児時間により育てようとする子について、配偶者またはパートナーシップ関係の相手方が労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法律または条例等により出産後の休養を与えられている場合

(2) 配偶者またはパートナーシップ関係の相手方が育児休業法その他の法律により育児休業をしている場合

(3) 育児時間により育てようとする子について、配偶者またはパートナーシップ関係の相手方が常態として育てることができる場合

4 第2項の規定にかかわらず、男性職員の育児時間は、その配偶者またはパートナーシップ関係の相手方が当該子について育児時間（当該配偶者またはパートナーシップ関係の相手方が職員でない場合にあつては、労働基準法第67条の規定による育児時間または他の法律もしくは条例等に基づく育児時間に相当するもの。以下同じ。）を利用するときは、1日について90分から当該配偶者またはパートナーシップ関係の相手方が利用する育児

5 [略]

(出産支援休暇)

第23条 出産支援休暇は、男性職員がその配偶者の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇とする。

2 出産支援休暇は、配偶者の出産の前後を通じて、原則として日を単位として2日以内で承認する。

[新設]

3 委員会は、出産支援休暇を承認するときは、配偶者の出産の事実を確認できる証明書等の提出を求めることができる。

(慶弔休暇)

第25条 慶弔休暇は、職員が結婚する場合、職員の親族が死亡した場合その他の勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2 慶弔休暇は、日を単位として、つぎの各号に掲げる場合について、当該各号に定める日数の範囲内で承認する。

(1) 職員が結婚する場合 引き続き7日

(2) 職員の親族(別表第4に掲げる親族に限る。)が死亡した場合 委員会が承認した日から引き続き別表第4に掲げる日数

(3) [略]

時間を差し引いた時間を限度とする。

5 [略]

(出産支援休暇)

第23条 出産支援休暇は、職員がその配偶者またはパートナーシップ関係の相手方の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇とする。

2 出産支援休暇は、配偶者またはパートナーシップ関係の相手方の出産の前後を通じて、日または時間を単位として、2日以内で承認する。

3 出産支援休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

4 委員会は、出産支援休暇を承認するときは、配偶者またはパートナーシップ関係の相手方の出産の事実を確認できる証明書等の提出を求めることができる。

(慶弔休暇)

第25条 慶弔休暇は、職員が結婚する場合、パートナーシップ関係となる場合、職員の親族またはパートナーシップ関係の相手方等(以下「親族等」という。)が死亡した場合その他の勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2 慶弔休暇は、日を単位として、つぎの各号に掲げる場合について、当該各号に定める日数の範囲内で承認する。

(1) 職員が結婚する場合またはパートナーシップ関係となる場合 引き続き7日

(2) 職員の親族等(別表第4に掲げる親族等に限る。)が死亡した場合 委員会が承認した日から引き続き別表第4に掲げる日数

(3) [略]

3・4 [略]

(ボランティア休暇)

第28条 ボランティア休暇は、職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献するつぎに掲げる活動（専ら職員の親族に対する支援となる活動を除く。）を行うため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

(1)～(4) [略]

2～5 [略]

(子の看護のための休暇)

第29条の2 子の看護のための休暇は、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、当該子（次項において「養育する子」という。）の看護（負傷し、もしくは疾病にかかった当該子の世話または疾病の予防を図るために必要な当該子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2 [略]

[新設]

3 [略]

(育児参加休暇)

第29条の3 育児参加休暇は、男性職員がその配偶者の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇とする。

2 育児参加休暇は、配偶者の出産の日の翌日から当該出産の日以後1年を経過す

3・4 [略]

(ボランティア休暇)

第28条 ボランティア休暇は、職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献するつぎに掲げる活動（専ら職員の親族等に対する支援となる活動を除く。）を行うため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

(1)～(4) [略]

2～5 [略]

(子の看護のための休暇)

第29条の2 子の看護のための休暇は、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者またはパートナーシップ関係の相手方の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、当該子（次項において「養育する子」という。）の看護（負傷し、もしくは疾病にかかった当該子の世話または疾病の予防を図るために必要な当該子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2 [略]

3 子の看護のための休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

4 [略]

(育児参加休暇)

第29条の3 育児参加休暇は、職員がその配偶者またはパートナーシップ関係の相手方の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇とする。

2 育児参加休暇は、配偶者またはパートナーシップ関係の相手方の出産の日の翌

る日までの期間内において承認する。ただし、男性職員に当該職員またはその配偶者と同居し、かつ、小学校就学の始期に達するまでの子がある場合には、配偶者の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、16週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において、原則として日を単位として5日以内で承認する。

[新設]

3 育児参加休暇を請求するときは、その配偶者の出産の事実を確認できる医師の証明書等を示さなければならない。ただし、第2項ただし書に規定する場合は、出産の事実を確認できる医師の証明書等およびその配偶者が子と同居していることを確認できる証明書等を示さなければならない。

(短期の介護休暇)

第29条の4 [略]

2 [略]

[新設]

3・4 [略]

(介護休暇)

第30条 条例第18条第1項に規定する教育委員会規則で定める者は、つぎの各号に掲げる者であって職員と同居しているも

日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において承認する。ただし、職員に当該職員またはその配偶者もしくはパートナーシップ関係の相手方と同居し、かつ、小学校就学の始期に達するまでの子がある場合には、配偶者またはパートナーシップ関係の相手方の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、16週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において、日または時間を単位として、5日以内で承認する。

3 育児参加休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

4 育児参加休暇を請求するときは、その配偶者またはパートナーシップ関係の相手方の出産の事実を確認できる医師の証明書等を示さなければならない。ただし、第2項ただし書に規定する場合は、出産の事実を確認できる医師の証明書等およびその配偶者またはパートナーシップ関係の相手方が子と同居していることを確認できる証明書等を示さなければならない。

(短期の介護休暇)

第29条の4 [略]

2 [略]

3 短期の介護休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

4・5 [略]

(介護休暇)

第30条 条例第18条第1項に規定する教育委員会規則で定める者は、つぎに掲げる者であって職員と同居しているもの（第

の（第1号から第3号までに掲げる者を除く。）とする。

(1)～(3) [略]

[新設]

[新設]

(4) 父母の配偶者

(5) 配偶者の父母の配偶者

(6) 子の配偶者

(7) 配偶者の子

2～17 [略]

(介護時間)

第30条の2 [略]

2・3 [略]

[新設]

4～7 [略]

付 則 [略]

1号から第3号までに掲げる者を除く。）とする。

(1)～(3) [略]

(4) パートナーシップ関係の相手方

(5) パートナーシップ関係の相手方の父母

(6) 父母の配偶者またはパートナーシップの関係の相手方

(7) 配偶者またはパートナーシップの関係の相手方の父母の配偶者またはパートナーシップの関係の相手方

(8) 子の配偶者またはパートナーシップの関係の相手方

(9) 配偶者またはパートナーシップの関係の相手方の子

2～17 [略]

(介護時間)

第30条の2 [略]

2・3 [略]

4 練馬区職員の高齢者部分休業に関する条例（令和5年6月練馬区条例第 号）第2条の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

5～8 [略]

付 則 [略]

付 則

1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。ただし、第30条の2中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項のつぎに1項を加える改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

<p>別表第4 <u>別紙のとおり</u></p> <p>別記様式第4号 <u>別紙のとおり</u></p> <p>別記様式第5号 <u>別紙のとおり</u></p>	<p>2 <u>この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。</u></p> <p>別表第4 <u>別紙のとおり</u></p> <p>別記様式第4号 <u>別紙のとおり</u></p> <p>別記様式第5号 <u>別紙のとおり</u></p>
---	--

別表第4（第25条関係）

親族	日数
配偶者	10日
父母	10日
子	10日
祖父母	7日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合は、10日）
孫	5日
兄弟姉妹	5日
そう 曾祖父母	5日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合は、10日）
伯叔父母	5日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合は、10日）
甥姪	3日
父母の配偶者または配偶者の父母	5日（職員と生計を一にしていた場合は、10日）
子の配偶者または配偶者の子	5日（職員と生計を一にしていた場合は、10日）
祖父母の配偶者または配偶者の祖父母	3日（職員と生計を一にしていた場合は、7日）
孫の配偶者または配偶者の孫	2日（職員と生計を一にしていた場合は、5日）
兄弟姉妹の配偶者または配偶者の兄弟姉妹	2日（職員と生計を一にしていた場合は、5日）

<p>そう 曾祖父母の配偶者または配偶者の曾祖父母</p>	<p>1日（職員と生計を一にしていた場合は、5日）</p>
<p>伯叔父母の配偶者または配偶者の伯叔父母</p>	<p>1日（職員と生計を一にしていた場合は、5日）</p>
<p>甥姪の配偶者または配偶者の甥姪</p>	<p>1日（職員と生計を一にしていた場合は、3日）</p>
<p>従兄弟姉妹</p>	<p>1日</p>

別表第4（第25条関係）

親族等	日数
配偶者またはパートナーシップ関係の相手方	10日
父母	10日
子	10日
祖父母	7日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合は、10日）
孫	5日
兄弟姉妹	5日
曾祖父母	5日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合は、10日）
伯叔父母	5日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合は、10日）
甥姪	3日
父母の配偶者もしくはパートナーシップ関係の相手方または配偶者もしくはパートナーシップ関係の相手方の父母	5日（職員と生計を一にしていた場合は、10日）
子の配偶者もしくはパートナーシップ関係の相手方または配偶者もしくはパートナーシップ関係の相手方の子	5日（職員と生計を一にしていた場合は、10日）
祖父母の配偶者もしくはパートナーシップ関係の相手方または配偶者もしくはパートナーシップ関係の相手方の祖父母	3日（職員と生計を一にしていた場合は、7日）
孫の配偶者もしくはパートナーシップ関係の相手方または配偶者もしくはパートナーシップ関係の相手方の孫	2日（職員と生計を一にしていた場合は、5日）
兄弟姉妹の配偶者もしくはパートナーシップ関係の相手方または配偶者もしくはパートナーシップ関係の相手方の兄弟姉妹	2日（職員と生計を一にしていた場合は、5日）

<p><u>そう</u> 曾祖父母の配偶者もしくはパートナーシッ プ関係の相手方または配偶者もしくはパー トナーシップ関係の相手方の^{そう}曾祖父母</p>	<p>1日（職員と生計を一にしていた場合は、 5日）</p>
<p>伯叔父母の配偶者もしくはパートナーシッ プ関係の相手方または配偶者もしくはパー トナーシップ関係の相手方の伯叔父母</p>	<p>1日（職員と生計を一にしていた場合は、 5日）</p>
<p>甥姪の配偶者もしくはパートナーシッ プ関係の相手方または配偶者もしくはパー トナーシップ関係の相手方の甥姪</p>	<p>1日（職員と生計を一にしていた場合は、 3日）</p>
<p>従兄弟姉妹</p>	<p>1日</p>

深夜勤務制限・超過勤務制限請求書

請求年月日 年 月 日

(承認権者) 殿

養育 つぎのとおりのため
 介護

深夜における勤務の制限
 超過勤務の制限

※練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
 (第11条の2 第11条の3)

請求者 所属 氏名 印

1 請求に係る子 または要介護者	氏名			続柄等	
	生年月日	年 月 日生 <input type="checkbox"/> 出産予定日 年 月 日	養子縁組 の効力が 生じた日	年 月 日	
2 職員の配偶者 で当該子の親で あるものの有無 および状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している <input type="checkbox"/> 負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により養育が困難である <input type="checkbox"/> 産前8週間（多胎妊娠の場合にあっては、16週間）または産後8週間以内である			
3 要介護者の状態 および具体的な介 護の内容					
4 請求に係る期間	深夜勤務の制限	年 月 日～ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	超過勤務の制限	年 月 日～ <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 月（12月に満たないものに限る）			

(注) 1 該当する□には、レ印を記入すること。

2 「続柄等」欄には、請求に係る子または要介護者の請求者との続柄等（請求に係る子が第8条第2項に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合には、その事実）を記入すること。

3 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。

4 「生年月日」欄は、請求に係る者が子である場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、出産予定日を記入し、出生予定日の□にレ印を記入すること。

5 請求に係る子が養子の場合は、「養子縁組の効力が生じた日」欄にその日を記入すること。

6 「職員の配偶者で当該子の親であるものの有無および状況」欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入すること。

7 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。

8 「要介護者の状態および具体的な介護の内容」欄は、要介護者を介護するために請求する場合のみ記入すること。

深夜勤務制限・超過勤務制限請求書

請求年月日		年	月	日
(承認権者) <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 殿 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 養育 つぎのとおり </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 深夜における勤務の制限 を請求します。 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 介護 </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 超過勤務の制限 ※練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (<input type="checkbox"/> 第11条の2 <input type="checkbox"/> 第11条の3) </div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 請求者 所 属 氏 名 印 </div>				
1 請求に係る子 または要介護者	氏 名			続柄等
	生年月日	年 月 日生	養子縁組 の効力が 生じた日	年 月 日
2 職員の配偶者 またはパート ナーシップ関係 の相手方で当該 子の親であるも のの有無および 状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している <input type="checkbox"/> 負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害に より養育が困難である <input type="checkbox"/> 産前8週間（多胎妊娠の場合にあっては、16週 間）または産後8週間以内である		
	3 要介護者の状態 および具体的な介 護の内容			
4 請求に係る期間	深夜勤務の制限	年 月 日～ 年 月 日		
	超過勤務の制限	年 月 日～	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	
(注) 1 該当する□には、レ印を記入すること。 2 「続柄等」欄には、請求に係る子または要介護者の請求者との続柄等（請求に係る子が第8条第2項に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実）を記入すること。 3 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。 4 「生年月日」欄は、請求に係る者が子である場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、出産予定日を記入し、出生予定日の□にレ印を記入すること。 5 請求に係る子が養子の場合は、「養子縁組の効力が生じた日」欄にその日を記入すること。 6 「職員の配偶者またはパートナーシップ関係の相手方で当該子の親であるものの有無および状況」欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入すること。 7 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。 8 「要介護者の状態および具体的な介護の内容」欄は、要介護者を介護するために請求する場合のみ記入すること。				

育児または介護の状況変更届

	年	月	日	届出
(承認権者)				
殿				
	所 属			
	氏 名			印
<input type="checkbox"/> 深夜における勤務の制限	<input type="checkbox"/> 子の養育			
つぎのとおり	に係る			
<input type="checkbox"/> 超過勤務の制限	<input type="checkbox"/> 要介護者の介護			
の状況について変更が生じたので届け出ます。				
1 届出の事由				
(1) 養育の状況の変更				
<input type="checkbox"/> 子が死亡した				
<input type="checkbox"/> 職員の子でなくなった				
(<input type="checkbox"/> 離縁 <input type="checkbox"/> 養子縁組の取消し <input type="checkbox"/> 家事審判事件の終了				
<input type="checkbox"/> 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除)				
<input type="checkbox"/> 同居しなくなった				
<input type="checkbox"/> 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった				
<input type="checkbox"/> 上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった				
(理由：)				
(2) 介護の状況の変更				
<input type="checkbox"/> 要介護者が死亡した				
<input type="checkbox"/> 要介護者と職員との親族関係が消滅した				
(消滅の理由：)				
2 届出の事実が発生した日				
年 月 日				
(注) 1について				
(1)中「職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった」は、深夜の勤務制限の承認を受けている場合において、状況が変更したときのみ <input type="checkbox"/> にレ印を記入すること。				

育児または介護の状況変更届

	年	月	日	届出
(承認権者)				
殿				
	所 属			
	氏 名			印
<input type="checkbox"/> 深夜における勤務の制限	<input type="checkbox"/> 子の養育			
つぎのとおり	に係る			
<input type="checkbox"/> 超過勤務の制限	<input type="checkbox"/> 要介護者の介護			
の状況について変更が生じたので届け出ます。				
1 届出の事由				
(1) 養育の状況の変更				
<input type="checkbox"/> 子が死亡した				
<input type="checkbox"/> 職員の子でなくなった				
(<input type="checkbox"/> 離縁 <input type="checkbox"/> 養子縁組の取消し <input type="checkbox"/> 家事審判事件の終了				
<input type="checkbox"/> 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除)				
<input type="checkbox"/> 同居しなくなった				
<input type="checkbox"/> 職員の配偶者またはパートナーシップ関係の相手方で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった				
<input type="checkbox"/> 上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった				
(理由：)				
(2) 介護の状況の変更				
<input type="checkbox"/> 要介護者が死亡した				
<input type="checkbox"/> 要介護者と職員との親族関係が消滅した				
(消滅の理由：)				
2 届出の事実が発生した日				
年 月 日				
(注) 1について				
(1)中「職員の配偶者またはパートナーシップ関係の相手方で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった」は、深夜の勤務制限の承認を受けている場合において、状況が変更したときのみ□にレ印を記入すること。				

資 料 4	
-------	--

議案第 3 3 号

練馬区立幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 2 2 日

提出者 教育長 堀 和 夫

練馬区立幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

練馬区立幼稚園教育職員の住居手当に関する規則（平成12年3月練馬区教育委員会規則第10号）の一部をつぎのように改正する。

第2条第2項各号中「家族」を「世帯の構成員」に改める。

付 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

令和5年6月22日
教育振興部教育指導課

練馬区立幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

東京都は、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）を一部改正し、東京都パートナーシップ宣誓制度を創設するとともに、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）を一部改正した。これを踏まえ、パートナーシップ関係の相手方に係る取扱いについて、所要の改正を行う。

2 改正の内容

住居手当の支給範囲について、「家族」を「世帯の構成員」に改め、パートナーシップ関係の相手方について「世帯の構成員」として読み込む。

3 施行期日

令和5年7月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立幼稚園教育職員の住居手当に関する規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>(支給範囲)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 条例第14条第1項に規定する公舎等で練馬区教育委員会規則（以下「規則」という。）で定めるものとは、つぎに掲げるものをいう。</p> <p>(1) 練馬区または東京都が職員およびその<u>家族</u>を居住させるために設置した施設</p> <p>(2) 国、地方公共団体、公社、公団、民間企業等その名称を問わず雇用主が被雇用者およびその<u>家族</u>を居住させるために設置した施設</p> <p style="text-align: center;">付 則 [略]</p>	<p>(支給範囲)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 条例第14条第1項に規定する公舎等で練馬区教育委員会規則（以下「規則」という。）で定めるものとは、つぎに掲げるものをいう。</p> <p>(1) 練馬区または東京都が職員およびその<u>世帯の構成員</u>を居住させるために設置した施設</p> <p>(2) 国、地方公共団体、公社、公団、民間企業等その名称を問わず雇用主が被雇用者およびその<u>世帯の構成員</u>を居住させるために設置した施設</p> <p style="text-align: center;">付 則 [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規則は、令和5年7月1日から施行する。</u></p>

議案第35号

練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について

上記の議案を提出する。

令和5年6月22日

提出者 教育長 堀 和 夫

練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について

このことについて、練馬区子ども・子育て会議条例（平成25年6月練馬区条例第52号）第3条の規定に基づき、練馬区長から参考資料のとおり意見を求められたので、別紙のとおり回答する。

別 紙

練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について

練馬区子ども・子育て会議委員の選定について、当委員会として同意します。

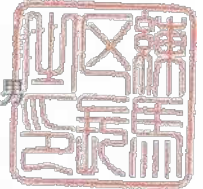


参考資料

5練教こ字第10038号
令和5年6月13日

練馬区教育委員会教育長 堀 和夫 様

練馬区長 前川 耀男



練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見聴取について

区では子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、練馬区子ども・子育て会議を設置しています。

練馬区子ども・子育て会議委員の選定に当たり、練馬区子ども・子育て会議条例（平成25年6月練馬区条例第52号）第3条の規定に基づき、下記について貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 委員の構成

練馬区子ども・子育て会議は、つぎに掲げる者につき、区長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者 5人
- (2) 事業主を代表する者 2人
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 5人
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 2人
- (5) その他区長が必要と認める者 1人

2 委員名簿

別紙のとおり

3 任期

2年（令和5年7月1日から令和7年6月30日まで）



令和5・6年度 練馬区子ども・子育て会議 委員名簿

(構成区分別・50音順、敬称略)

(1) 法第6条第2項に規定する保護者

No.	氏 名	備 考
1	小島 めぐみ	公募委員
2	清水 由里子	公募委員
3	瀬川 真	公募委員
4	ティアコジュイモ 歩	公募委員
5	檜垣 真衣	公募委員

(2) 事業主を代表する者

1	小池 道子	東京商工会議所 練馬支部 不動産分科会 副分科会長
2	鈴木 健之	練馬産業連合会 副会長

(3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

1	桑田 則行	練馬区私立保育園協会 会長
2	重松 伴武	民設学童保育運営者 株式会社 キッズボイス 代表取締役
3	田中 泰行	練馬区私立幼稚園協会 会長
4	土田 秀行	東京都社会福祉協議会 児童部会
5	森山 瑞江	練馬区障害者団体連合会 副会長

(4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

1	有村 大士	日本社会事業大学 社会福祉学部 教授
2	小櫃 智子	東京家政大学 子ども支援学部 教授

(5) その他区長が必要と認める者

1	尾形 恵美子	練馬区民生児童委員協議会 主任児童委員
---	--------	---------------------

資料 6	
------	--

令和 5 年 6 月 22 日
教育委員会事務局

令和 5 年第二回練馬区議会定例会提出議案について

令和 5 年 5 月 26 日第 10 回教育委員会定例会および、令和 5 年 6 月 2 日第 11 回教育委員会定例会で議決または報告した令和 5 年第二回練馬区議会定例会への議案提出について、以下のとおり区長より提出されたので、報告する。

No.	所管課	件 名 お よ び 内 容 説 明	施行日
1	教育指導課	練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	令和 5 年 7 月 1 日
		(内容) 別紙 1 のとおり	
2	教育指導課	練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	令和 5 年 7 月 1 日
		(内容) 別紙 2 のとおり	
3	子育て支援課	練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例	令和 6 年 4 月 1 日
		(内容) 別紙 3 のとおり	
4	子育て支援課	練馬区ねりっこクラブ条例の一部を改正する条例	令和 5 年 6 月 1 日
		(内容) 別紙 4 のとおり	



別	紙	1
---	---	---

議案第49号

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年6月12日

提出者 練馬区長 前川 燿 男

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月練馬区条例第73号）の一部をつぎのように改正する。

第11条第2項第1号中「同じ。）」のつぎに「またはパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

（練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年3月練馬区条例第15号）の一部をつぎのように改正する。

付則第3項中「引き続き」のつぎに「、配偶者を有しない場合（練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年6月練馬区条例第 号）の施行の日以後にあっては、配偶者およびパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認

める二者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)のいずれも有しない場合)で、かつ」を加える。

付則第4項中「が配偶者」のつぎに「またはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付則第6項中「配偶者」のつぎに「またはパートナーシップ関係の相手方」を、「生じた日」のつぎに「(練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和5年6月練馬区条例第 号)の施行の日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日)」を加える。

参考資料

令和5年6月20日

人事戦略担当部職員課

教育振興部教育指導課

議案第39号 練馬区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第49号 練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

東京都は、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）および職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）等の一部改正し、東京都パートナーシップ宣誓制度を創設するとともに、職員の休暇・休業・手当・旅費等の配偶者等の範囲にパートナーシップ関係の相手方を加えた。

これを踏まえ、区においてもパートナーシップ関係の相手方を配偶者等と同等の取扱いとするため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 扶養手当の支給に係る扶養親族について、パートナーシップ関係の相手方を加える。
- (2) 単身赴任手当を支給される職員に住居手当を支給する場合の要件について、パートナーシップ関係の相手方を加える。
- (3) 単身赴任手当の支給要件および加算要件について、パートナーシップ関係の相手方を加える。
- (4) 配偶者がいない場合の子に対する扶養手当の特例措置を受けている職員が、配偶者を有することで特例措置を受けられなくなる要件について、パートナーシップ関係の相手方を加える。

※ (2)および(3)は、練馬区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例のみ

3 施行期日

令和5年7月1日

4 新旧対照表
別紙のとおり

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(扶養手当)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 前項の扶養親族とは、つぎに掲げる者 で他に生計の途がなく、主としてその職 員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻 関係と同様の事情にある者を含む。以 下同じ。)</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>付 則 [略]</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 前項の扶養親族とは、つぎに掲げる者 で他に生計の途がなく、主としてその職 員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻 関係と同様の事情にある者を含む。以 下同じ。) <u>またはパートナーシップ関 係(双方またはいずれか一方が性的マ イノリティであり、互いを人生のパー トナーとして、相互の人権を尊重し、 日常生活において継続的に協力し合 うことを約した二者間の関係その他の 婚姻関係に相当すると任命権者が認め る二者間の関係をいう。)</u>の相手方</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>付 則 [略]</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和5年7月1日から施 行する。</p> <p><u>(練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例の一部改正)</u></p> <p>2 <u>練馬区立幼稚園教育職員の給与に関す る条例の一部を改正する条例(平成30年 3月練馬区条例第15号)の一部をつぎの ように改正する。</u></p> <p>[略] (別紙新旧対照表参照)</p>

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（付則第2項関係）

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">本 則 [略]</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 平成30年3月31日において、この条例による改正前の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第11条の規定および前項の規定にかかわらず、つぎの各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">本 則 [略]</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 平成30年3月31日において、この条例による改正前の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き、<u>配偶者を有しない場合（練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年6月練馬区条例第 号）の施行の日以後にあっては、配偶者およびパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合）</u>で、かつ、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給</p>

(1)・(2) [略]

4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を練馬区教育委員会に届け出なければならない。

5 [略]

6 付則第3項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

額が改定されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第11条の規定および前項の規定にかかわらず、つぎの各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。

(1)・(2) [略]

4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者またはパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を練馬区教育委員会に届け出なければならない。

5 [略]

6 付則第3項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者またはパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日（練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年6月練馬区条例第 号）の施行の日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日）の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

パートナーシップ関係の相手方に係る条例改正の概要

1 改正の内容

手当、休業等の規定に「パートナーシップ関係の相手方」を加え、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）と同等の取扱いとする。

2 パートナーシップ関係の定義（23区における定義）

双方またはいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係

3 パートナーシップ関係の相手方が対象となる条例および手当、休業等

	条 例	手当、休業等
1	練馬区職員の給与に関する条例	扶養手当
2	練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例	住居手当 ※1 （単身赴任手当を受給している職員で配偶者等の住宅の家賃を支払っている場合の支給） 単身赴任手当 ※1
3	練馬区職員の退職手当に関する条例	退職手当 （職員が死亡した場合の支給等）
4	練馬区職員の旅費に関する条例	移転料 （赴任の際に路程に応じて支給） 扶養親族移転料 （赴任の際に随伴する扶養親族の旅費）
5	練馬区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例	深夜勤務の制限 （配偶者等が常態として子を養育できる場合、制限の対象外）
6	練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例	

7	練馬区職員の育児休業等に関する 条例	育児休業 （特別の事情（※2）がある場合に、再度の育休取得や延長が可能 等）
		育児短時間勤務 （特別の事情（※2）がある場合に、育児短時間勤務終了後1年以内であっても、再度の育児短時間勤務が可能）

※1 幼稚園教育職員を除く。

※2 配偶者の疾病による入院等



別	紙	2
---	---	---

議案第50号

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月12日

提出者 練馬区長 前川 燿 男

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月練馬区条例第72号）の一部をつぎのように改正する。

第11条第1項および第2項中「含む。以下同じ。）」のつぎに「またはパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方」を加える。

付 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

参考資料

令和5年6月20日

人事戦略担当部職員課

教育振興部教育指導課

議案第42号 練馬区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第50号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

東京都は、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）および職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）等の一部改正し、東京都パートナーシップ宣誓制度を創設するとともに、職員の休暇・休業・手当・旅費等の配偶者等の範囲にパートナーシップ関係の相手方を加えた。

これを踏まえ、区においてもパートナーシップ関係の相手方を配偶者等と同等の取扱いとするため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員の深夜勤務の制限について、制限の対象外とする要件にパートナーシップ関係の相手方を加える。

3 施行期日

令和5年7月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(育児または介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第11条 委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項および第3項ならびに第11条の3第1項および第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p>	<p>(育児または介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第11条 委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項および第3項ならびに第11条の3第1項および第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）<u>またはパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方で</u>当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p>

2 前項の規定は、要介護者（第18条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項および第3項ならびに第11条の3第1項および第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

2 前項の規定は、要介護者（第18条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項および第3項ならびに第11条の3第1項および第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）またはパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 [略]

付 則 [略]

3 [略]

付 則 [略]

付 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。



別	紙	3
---	---	---

議案第51号

練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年6月12日

提出者 練馬区長 前川 燿 男

練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例

練馬区立学童クラブ条例（平成元年12月練馬区条例第56号）の一部をつぎのよ
うに改正する。

別表第1 練馬区立豊玉南小学童クラブの項、練馬区立大泉西小学童クラブの
項、練馬区立南が丘小学童クラブの項、練馬区立石神井台けやき学童クラブの
項、練馬区立光が丘コスモス学童クラブの項、練馬区立西大泉地区区民館学童ク
ラブの項、練馬区立光が丘コスモス第二学童クラブの項および練馬区立早宮小学
童クラブの項を削る。

別表第2 練馬区立豊玉南小学童クラブの項、練馬区立大泉西小学童クラブの
項、練馬区立南が丘小学童クラブの項および練馬区立早宮小学童クラブの項を削
る。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参考資料

令和 5 年 6 月 20 日

こども家庭部子育て支援課

議案第 5 1 号 練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例

1 改正の理由および内容

(1) ねりっこクラブの実施などに伴い、つぎに掲げる学童クラブ（直営）を廃止するため、これらを別表第 1 から削る。

- ア 練馬区立石神井台けやき学童クラブ
- イ 練馬区立光が丘コスモス学童クラブ
- ウ 練馬区立西大泉地区区民館学童クラブ
- エ 練馬区立光が丘コスモス第二学童クラブ

(2) ねりっこクラブの実施に伴い、つぎに掲げる学童クラブ（委託）を廃止するため、これらを別表第 1 および別表第 2 から削る。

- ア 練馬区立豊玉南小学童クラブ
- イ 練馬区立大泉西小学童クラブ
- ウ 練馬区立南が丘小学童クラブ
- エ 練馬区立早宮小学童クラブ

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

3 新旧対照表

別紙 1 のとおり

4 参考資料

別紙 2 のとおり

練馬区立学童クラブ条例新旧対照表

現 行		改正案	
本 則 [略]		本 則 [略]	
付 則 [略]		付 則 [略]	
		付 則 この条例は、令和6年4月1日から施行する。	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
練馬区立豊玉南小学童クラブ	東京都練馬区豊玉南二丁目14番1号	[削る]	[削る]
[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区立大泉西小学童クラブ	東京都練馬区西大泉四丁目25番2号	[削る]	[削る]
[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区立南が丘小学童クラブ	東京都練馬区南田中二丁目13番1号	[削る]	[削る]
[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区立石神井台けやき学童クラブ	東京都練馬区石神井台六丁目2番10号	[削る]	[削る]
[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区立光が丘コスモス学童クラブ	東京都練馬区光が丘三丁目3番4-105号	[削る]	[削る]
練馬区立西大泉地区区民館学童クラブ	東京都練馬区西大泉五丁目3番32号	[削る]	[削る]
[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区立光が丘コスモス第二学童クラブ	東京都練馬区光が丘三丁目3番4-104号	[削る]	[削る]
[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区立早宮小学童クラブ	東京都練馬区早宮四丁目10番17号	[削る]	[削る]
[略]	[略]	[略]	[略]

別表第2（第6条関係）		別表第2（第6条関係）	
名称		名称	
<u>練馬区立豊玉南小学童クラブ</u>		[削る]	
[略]		[略]	
<u>練馬区立大泉西小学童クラブ</u>		[削る]	
<u>練馬区立南が丘小学童クラブ</u>		[削る]	
[略]		[略]	
<u>練馬区立早宮小学童クラブ</u>		[削る]	
[略]		[略]	

練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例
練馬区ねりっこクラブ条例の一部を改正する条例 概要図

【練馬区立学童クラブ条例】

<p>直営学童クラブ (別表第1に記載) 28施設⇒24施設</p>	<div data-bbox="560 499 1257 696" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(休室→廃止) 石神井台けやき学童クラブ(令和5年度から休室) 光が丘コスモス学童クラブ(令和4年度から休室) 光が丘コスモス第二学童クラブ(平成14年度から休室)</p> </div> <div data-bbox="560 719 975 853" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(廃止) 西大泉地区区民館学童クラブ</p> </div>
<p>委託学童クラブ (別表第1および別表第2に記載) 14施設⇒10施設</p>	<div data-bbox="986 913 1316 1126" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>豊玉南小学童クラブ 大泉西小学童クラブ 南が丘小学童クラブ 早宮小学童クラブ</p> </div>

委託学童↓ねりっこ

【練馬区ねりっこクラブ条例】

<p>ねりっこクラブ (別表第1および別表第2に記載) 52校⇒59校</p>	<div data-bbox="544 1395 954 1646" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(新設) 光が丘四季の香小ねりっこクラブ 大泉第四小ねりっこクラブ 南田中小ねりっこクラブ</p> </div> <div data-bbox="981 1395 1337 1646" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>豊玉南小ねりっこクラブ 大泉西小ねりっこクラブ 南が丘小ねりっこクラブ 早宮小ねりっこクラブ (学童クラブ条例順)</p> </div>
--	---



議案第52号

練馬区ねりっこクラブ条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年6月12日

提出者 練馬区長 前川 燿 男

練馬区ねりっこクラブ条例の一部を改正する条例

練馬区ねりっこクラブ条例（平成27年6月練馬区条例第46号）の一部をつぎの
ように改正する。

別表第1 練馬区豊玉東小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区豊玉南小ねりっこクラブ	練馬区立豊玉南小学校	東京都練馬区豊玉南二丁目14番1号
	練馬区立豊玉南小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区豊玉南二丁目14番1号

別表第1 練馬区中村西小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区早宮小ねりっこクラブ	練馬区立早宮小学校	東京都練馬区早宮四丁目10番17号
	練馬区立早宮小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区早宮四丁目10番17号

別表第1 練馬区春日小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区光が丘四季の香小ねりっこクラブ	練馬区立光が丘四季の香小学校	東京都練馬区高松五丁目24番1号
	練馬区立光が丘四季の香小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区高松五丁目24番1号

別表第1 練馬区大泉第三小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区大泉第四小 ねりっこクラブ	練馬区立大泉第四小学校	東京都練馬区西大泉一丁目 24番1号
	練馬区立大泉第四小ねりっ こ学童クラブ	東京都練馬区西大泉一丁目 24番1号

別表第1 練馬区大泉東小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区大泉西小ね りっこクラブ	練馬区立大泉西小学校	東京都練馬区西大泉四丁目 25番1号
	練馬区立大泉西小ねりっこ 学童クラブ	東京都練馬区西大泉四丁目 25番2号

別表第1 練馬区泉新小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区南田中小ね りっこクラブ	練馬区立南田中小学校	東京都練馬区南田中五丁目 15番37号
	練馬区立南田中小ねりっこ 学童クラブ	東京都練馬区南田中五丁目 15番37号
練馬区南が丘小ね りっこクラブ	練馬区立南が丘小学校	東京都練馬区南田中二丁目 13番1号
	練馬区立南が丘小ねりっこ 学童クラブ	東京都練馬区南田中二丁目 13番1号

別表第2 練馬区豊玉東小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区豊玉南小ねりっこクラブ

別表第2 練馬区中村西小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区早宮小ねりっこクラブ

別表第2 練馬区春日小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区光が丘四季の香小ねりっこクラブ

別表第2 練馬区大泉第三小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区大泉第四小ねりっこクラブ

別表第2 練馬区大泉東小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区大泉西小ねりっこクラブ

別表第2 練馬区泉新小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区南田中小ねりっこクラブ

練馬区南が丘小ねりっこクラブ

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参考資料

令和5年6月20日

こども家庭部子育て支援課

議案第52号 練馬区ねりっこクラブ条例の一部を改正する条例

1 改正の理由および内容

つぎに掲げるねりっこクラブを実施するため、これらを別表第1および別表第2に加える。

- (1) 練馬区豊玉南小ねりっこクラブ
- (2) 練馬区早宮小ねりっこクラブ
- (3) 練馬区光が丘四季の香小ねりっこクラブ
- (4) 練馬区大泉第四小ねりっこクラブ
- (5) 練馬区大泉西小ねりっこクラブ
- (6) 練馬区南田中小ねりっこクラブ
- (7) 練馬区南が丘小ねりっこクラブ

2 施行期日

令和6年4月1日

3 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区ねりっこクラブ条例新旧対照表

現 行			改 正 案		
本 則 [略]			本 則 [略]		
付 則 [略]			付 則 [略]		
			付 則		
			この条例は、令和6年4月1日から施行する。		
別表第1 (第4条関係)			別表第1 (第4条関係)		
名称	実施場所		名称	実施場所	
	施設の名称	位置		施設の名称	位置
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区豊玉東小ねりっこクラブ	練馬区立豊玉東小学校	東京都練馬区豊玉北一丁目16番1号	練馬区豊玉東小ねりっこクラブ	練馬区立豊玉東小学校	東京都練馬区豊玉北一丁目16番1号
	練馬区立豊玉東小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区豊玉北一丁目16番1号		練馬区立豊玉東小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区豊玉北一丁目16番1号
[新設]	[新設]	[新設]	練馬区豊玉南小ねりっこクラブ	練馬区立豊玉南小学校	東京都練馬区豊玉南二丁目14番1号
	[新設]	[新設]		練馬区立豊玉南小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区豊玉南二丁目14番1号
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区中村西小ねりっこクラブ	練馬区立中村西小学校	東京都練馬区中村北四丁目17番1号	練馬区中村西小ねりっこクラブ	練馬区立中村西小学校	東京都練馬区中村北四丁目17番1号
	練馬区立中村西小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区中村北四丁目17番1号		練馬区立中村西小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区中村北四丁目17番1号
[新設]	[新設]	[新設]	練馬区早宮小ねりっこクラブ	練馬区立早宮小学校	東京都練馬区早宮四丁目10番17号
	[新設]	[新設]		練馬区立早宮小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区早宮四丁目10番17号

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区春日小ねりっこクラブ	練馬区立春日小学校	東京都練馬区春日町五丁目12番1号	練馬区春日小ねりっこクラブ	練馬区立春日小学校	東京都練馬区春日町五丁目12番1号
	練馬区立春日小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区春日町五丁目12番1号		練馬区立春日小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区春日町五丁目12番1号
[新設]	[新設]	[新設]	練馬区光が丘四季の香小ねりっこクラブ	練馬区立光が丘四季の香小学校	東京都練馬区高松五丁目24番1号
	[新設]	[新設]		練馬区立光が丘四季の香小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区高松五丁目24番1号
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区大泉第三小ねりっこクラブ	練馬区立大泉第三小学校	東京都練馬区大泉学園町三丁目22番1号	練馬区大泉第三小ねりっこクラブ	練馬区立大泉第三小学校	東京都練馬区大泉学園町三丁目22番1号
	練馬区立大泉第三小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区大泉学園町三丁目22番2号		練馬区立大泉第三小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区大泉学園町三丁目22番2号
[新設]	[新設]	[新設]	練馬区大泉第四小ねりっこクラブ	練馬区立大泉第四小学校	東京都練馬区西大泉一丁目24番1号
	[新設]	[新設]		練馬区立大泉第四小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区西大泉一丁目24番1号
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区大泉東小ねりっこクラブ	練馬区立大泉東小学校	東京都練馬区東大泉一丁目22番1号	練馬区大泉東小ねりっこクラブ	練馬区立大泉東小学校	東京都練馬区東大泉一丁目22番1号
	練馬区立大泉東小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区東大泉一丁目22番1号		練馬区立大泉東小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区東大泉一丁目22番1号
[新設]	[新設]	[新設]	練馬区大泉西小ねりっこクラブ	練馬区立大泉西小学校	東京都練馬区西大泉四丁目25番1号
	[新設]	[新設]		練馬区立大泉西小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区西大泉四丁目25番2号

[略]	[略]	[略]
練馬区泉 新小ねり っこクラ ブ	練馬区立泉新小 学校	東京都練馬区三 原台三丁目18番 30号
	練馬区立泉新小 ねりっこ学童ク ラブ	東京都練馬区三 原台三丁目18番 30号
[新設]	[新設]	[新設]
	[新設]	[新設]
[新設]	[新設]	[新設]
	[新設]	[新設]
[略]	[略]	[略]

別表第2 (第7条関係)

名称
[略]
練馬区豊玉東小ねりっこクラブ
[新設]
[略]
練馬区中村西小ねりっこクラブ
[新設]
[略]
練馬区春日小ねりっこクラブ
[新設]
[略]
練馬区大泉第三小ねりっこクラブ
[新設]
[略]
練馬区大泉東小ねりっこクラブ
[新設]
[略]

[略]	[略]	[略]
練馬区泉 新小ねり っこクラ ブ	練馬区立泉新小 学校	東京都練馬区三 原台三丁目18番 30号
	練馬区立泉新小 ねりっこ学童ク ラブ	東京都練馬区三 原台三丁目18番 30号
練馬区南 田中小ね りっこク ラブ	練馬区立南田中 小学校	東京都練馬区南 田中五丁目15番 37号
	練馬区立南田中 小ねりっこ学童 クラブ	東京都練馬区南 田中五丁目15番 37号
練馬区南 が丘小ね りっこク ラブ	練馬区立南が丘 小学校	東京都練馬区南 田中二丁目13番 1号
	練馬区立南が丘 小ねりっこ学童 クラブ	東京都練馬区南 田中二丁目13番 1号
[略]	[略]	[略]

別表第2 (第7条関係)

名称
[略]
練馬区豊玉東小ねりっこクラブ
練馬区豊玉南小ねりっこクラブ
[略]
練馬区中村西小ねりっこクラブ
練馬区早宮小ねりっこクラブ
[略]
練馬区春日小ねりっこクラブ
練馬区光が丘四季の香小ねりっこクラブ
[略]
練馬区大泉第三小ねりっこクラブ
練馬区大泉第四小ねりっこクラブ
[略]
練馬区大泉東小ねりっこクラブ
練馬区大泉西小ねりっこクラブ
[略]

練馬区泉新小ねりっこクラブ	練馬区泉新小ねりっこクラブ
[新設]	練馬区南田中小ねりっこクラブ
[新設]	練馬区南が丘小ねりっこクラブ
[略]	[略]

議案第35号

練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について

上記の議案を提出する。

令和5年6月22日

提出者 教育長 堀 和 夫

練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について

このことについて、練馬区子ども・子育て会議条例（平成25年6月練馬区条例第52号）第3条の規定に基づき、練馬区長から参考資料のとおり意見を求められたので、別紙のとおり回答する。

別 紙

練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について

練馬区子ども・子育て会議委員の選定について、当委員会として同意します。

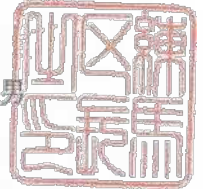


参考資料

5練教こ字第10038号
令和5年6月13日

練馬区教育委員会教育長 堀 和夫 様

練馬区長 前川 耀男



練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見聴取について

区では子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、練馬区子ども・子育て会議を設置しています。

練馬区子ども・子育て会議委員の選定に当たり、練馬区子ども・子育て会議条例（平成25年6月練馬区条例第52号）第3条の規定に基づき、下記について貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 委員の構成

練馬区子ども・子育て会議は、つぎに掲げる者につき、区長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者 5人
- (2) 事業主を代表する者 2人
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 5人
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 2人
- (5) その他区長が必要と認める者 1人

2 委員名簿

別紙のとおり

3 任期

2年（令和5年7月1日から令和7年6月30日まで）



令和5・6年度 練馬区子ども・子育て会議 委員名簿

(構成区分別・50音順、敬称略)

(1) 法第6条第2項に規定する保護者

No.	氏 名	備 考
1	小島 めぐみ	公募委員
2	清水 由里子	公募委員
3	瀬川 真	公募委員
4	ティアコジュイモ 歩	公募委員
5	檜垣 真衣	公募委員

(2) 事業主を代表する者

1	小池 道子	東京商工会議所 練馬支部 不動産分科会 副分科会長
2	鈴木 健之	練馬産業連合会 副会長

(3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

1	桑田 則行	練馬区私立保育園協会 会長
2	重松 伴武	民設学童保育運営者 株式会社 キッズボイス 代表取締役
3	田中 泰行	練馬区私立幼稚園協会 会長
4	土田 秀行	東京都社会福祉協議会 児童部会
5	森山 瑞江	練馬区障害者団体連合会 副会長

(4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

1	有村 大士	日本社会事業大学 社会福祉学部 教授
2	小櫃 智子	東京家政大学 子ども支援学部 教授

(5) その他区長が必要と認める者

1	尾形 恵美子	練馬区民生児童委員協議会 主任児童委員
---	--------	---------------------

資料 6	
------	--

令和 5 年 6 月 22 日
教育委員会事務局

令和 5 年第二回練馬区議会定例会提出議案について

令和 5 年 5 月 26 日第 10 回教育委員会定例会および、令和 5 年 6 月 2 日第 11 回教育委員会定例会で議決または報告した令和 5 年第二回練馬区議会定例会への議案提出について、以下のとおり区長より提出されたので、報告する。

No.	所管課	件 名 お よ び 内 容 説 明	施行日
1	教育指導課	練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	令和 5 年 7 月 1 日
		(内容) 別紙 1 のとおり	
2	教育指導課	練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	令和 5 年 7 月 1 日
		(内容) 別紙 2 のとおり	
3	子育て支援課	練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例	令和 6 年 4 月 1 日
		(内容) 別紙 3 のとおり	
4	子育て支援課	練馬区ねりっこクラブ条例の一部を改正する条例	令和 5 年 6 月 1 日
		(内容) 別紙 4 のとおり	



別	紙	1
---	---	---

議案第49号

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年6月12日

提出者 練馬区長 前川 燿 男

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月練馬区条例第73号）の一部をつぎのように改正する。

第11条第2項第1号中「同じ。）」のつぎに「またはパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

（練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年3月練馬区条例第15号）の一部をつぎのように改正する。

付則第3項中「引き続き」のつぎに「、配偶者を有しない場合（練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年6月練馬区条例第 号）の施行の日以後にあっては、配偶者およびパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認

める二者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)のいずれも有しない場合)で、かつ」を加える。

付則第4項中「が配偶者」のつぎに「またはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付則第6項中「配偶者」のつぎに「またはパートナーシップ関係の相手方」を、「生じた日」のつぎに「(練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和5年6月練馬区条例第 号)の施行の日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日)」を加える。

参考資料

令和5年6月20日

人事戦略担当部職員課

教育振興部教育指導課

議案第39号 練馬区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第49号 練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

東京都は、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）および職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）等の一部改正し、東京都パートナーシップ宣誓制度を創設するとともに、職員の休暇・休業・手当・旅費等の配偶者等の範囲にパートナーシップ関係の相手方を加えた。

これを踏まえ、区においてもパートナーシップ関係の相手方を配偶者等と同等の取扱いとするため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 扶養手当の支給に係る扶養親族について、パートナーシップ関係の相手方を加える。
- (2) 単身赴任手当を支給される職員に住居手当を支給する場合の要件について、パートナーシップ関係の相手方を加える。
- (3) 単身赴任手当の支給要件および加算要件について、パートナーシップ関係の相手方を加える。
- (4) 配偶者がいない場合の子に対する扶養手当の特例措置を受けている職員が、配偶者を有することで特例措置を受けられなくなる要件について、パートナーシップ関係の相手方を加える。

※ (2)および(3)は、練馬区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例のみ

3 施行期日

令和5年7月1日

4 新旧対照表
別紙のとおり

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(扶養手当)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 前項の扶養親族とは、つぎに掲げる者 で他に生計の途がなく、主としてその職 員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻 関係と同様の事情にある者を含む。以 下同じ。)</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>付 則 [略]</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 前項の扶養親族とは、つぎに掲げる者 で他に生計の途がなく、主としてその職 員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻 関係と同様の事情にある者を含む。以 下同じ。) <u>またはパートナーシップ関 係(双方またはいずれか一方が性的マ イノリティであり、互いを人生のパー トナーとして、相互の人権を尊重し、 日常生活において継続的に協力し合 うことを約した二者間の関係その他の 婚姻関係に相当すると任命権者が認め る二者間の関係をいう。)</u>の相手方</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>付 則 [略]</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和5年7月1日から施 行する。</p> <p><u>(練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例の一部改正)</u></p> <p>2 <u>練馬区立幼稚園教育職員の給与に関す る条例の一部を改正する条例(平成30年 3月練馬区条例第15号)の一部をつぎの ように改正する。</u></p> <p>[略] (別紙新旧対照表参照)</p>

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（付則第2項関係）

現 行	改 正 案
<p>本 則 [略]</p> <p>付 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 平成30年3月31日において、この条例による改正前の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第11条の規定および前項の規定にかかわらず、つぎの各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。</p>	<p>本 則 [略]</p> <p>付 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 平成30年3月31日において、この条例による改正前の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き、<u>配偶者を有しない場合（練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年6月練馬区条例第 号）の施行の日以後にあっては、配偶者およびパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合）</u>で、かつ、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給</p>

(1)・(2) [略]

4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を練馬区教育委員会に届け出なければならない。

5 [略]

6 付則第3項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

額が改定されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第11条の規定および前項の規定にかかわらず、つぎの各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。

(1)・(2) [略]

4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者またはパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を練馬区教育委員会に届け出なければならない。

5 [略]

6 付則第3項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者またはパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日（練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年6月練馬区条例第 号）の施行の日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日）の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

パートナーシップ関係の相手方に係る条例改正の概要

1 改正の内容

手当、休業等の規定に「パートナーシップ関係の相手方」を加え、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）と同等の取扱いとする。

2 パートナーシップ関係の定義（23区における定義）

双方またはいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係

3 パートナーシップ関係の相手方が対象となる条例および手当、休業等

	条 例	手当、休業等
1	練馬区職員の給与に関する条例	扶養手当
2	練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例	住居手当 ※1 （単身赴任手当を受給している職員で配偶者等の住宅の家賃を支払っている場合の支給）
		単身赴任手当 ※1
3	練馬区職員の退職手当に関する条例	退職手当 （職員が死亡した場合の支給等）
4	練馬区職員の旅費に関する条例	移転料 （赴任の際に路程に応じて支給）
		扶養親族移転料 （赴任の際に随伴する扶養親族の旅費）
5	練馬区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例	深夜勤務の制限 （配偶者等が常態として子を養育できる場合、制限の対象外）
6	練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例	

7	練馬区職員の育児休業等に関する 条例	育児休業 （特別の事情（※2）がある場合に、再 度の育休取得や延長が可能 等）
		育児短時間勤務 （特別の事情（※2）がある場合に、育 児短時間勤務終了後1年以内であって も、再度の育児短時間勤務が可能）

※1 幼稚園教育職員を除く。

※2 配偶者の疾病による入院等



別	紙	2
---	---	---

議案第50号

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月12日

提出者 練馬区長 前川 燿 男

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3
月練馬区条例第72号）の一部をつぎのように改正する。

第11条第1項および第2項中「含む。以下同じ。）」のつぎに「またはパート
ナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人
生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力
し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認め
る二者間の関係をいう。）の相手方」を加える。

付 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

参考資料

令和5年6月20日

人事戦略担当部職員課

教育振興部教育指導課

議案第42号 練馬区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第50号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

東京都は、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）および職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）等の一部改正し、東京都パートナーシップ宣誓制度を創設するとともに、職員の休暇・休業・手当・旅費等の配偶者等の範囲にパートナーシップ関係の相手方を加えた。

これを踏まえ、区においてもパートナーシップ関係の相手方を配偶者等と同等の取扱いとするため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員の深夜勤務の制限について、制限の対象外とする要件にパートナーシップ関係の相手方を加える。

3 施行期日

令和5年7月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(育児または介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第11条 委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項および第3項ならびに第11条の3第1項および第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p>	<p>(育児または介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第11条 委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項および第3項ならびに第11条の3第1項および第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）<u>またはパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方で</u>当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p>

2 前項の規定は、要介護者（第18条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項および第3項ならびに第11条の3第1項および第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

2 前項の規定は、要介護者（第18条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項および第3項ならびに第11条の3第1項および第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）またはパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 [略]

付 則 [略]

3 [略]

付 則 [略]

付 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。



別	紙	3
---	---	---

議案第 5 1 号

練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 1 2 日

提出者 練馬区長 前 川 燿 男

練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例

練馬区立学童クラブ条例（平成元年12月練馬区条例第56号）の一部をつぎのよ
うに改正する。

別表第 1 練馬区立豊玉南小学童クラブの項、練馬区立大泉西小学童クラブの
項、練馬区立南が丘小学童クラブの項、練馬区立石神井台けやき学童クラブの
項、練馬区立光が丘コスモス学童クラブの項、練馬区立西大泉地区区民館学童ク
ラブの項、練馬区立光が丘コスモス第二学童クラブの項および練馬区立早宮小学
童クラブの項を削る。

別表第 2 練馬区立豊玉南小学童クラブの項、練馬区立大泉西小学童クラブの
項、練馬区立南が丘小学童クラブの項および練馬区立早宮小学童クラブの項を削
る。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

令和 5 年 6 月 20 日

こども家庭部子育て支援課

議案第 5 1 号 練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例

1 改正の理由および内容

(1) ねりっこクラブの実施などに伴い、つぎに掲げる学童クラブ（直営）を廃止するため、これらを別表第 1 から削る。

- ア 練馬区立石神井台けやき学童クラブ
- イ 練馬区立光が丘コスモス学童クラブ
- ウ 練馬区立西大泉地区区民館学童クラブ
- エ 練馬区立光が丘コスモス第二学童クラブ

(2) ねりっこクラブの実施に伴い、つぎに掲げる学童クラブ（委託）を廃止するため、これらを別表第 1 および別表第 2 から削る。

- ア 練馬区立豊玉南小学童クラブ
- イ 練馬区立大泉西小学童クラブ
- ウ 練馬区立南が丘小学童クラブ
- エ 練馬区立早宮小学童クラブ

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

3 新旧対照表

別紙 1 のとおり

4 参考資料

別紙 2 のとおり

練馬区立学童クラブ条例新旧対照表

現 行		改正案	
本 則 [略]		本 則 [略]	
付 則 [略]		付 則 [略]	
		付 則 この条例は、令和6年4月1日から施行する。	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
練馬区立豊玉南小学童クラブ	東京都練馬区豊玉南二丁目14番1号	[削る]	[削る]
[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区立大泉西小学童クラブ	東京都練馬区西大泉四丁目25番2号	[削る]	[削る]
[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区立南が丘小学童クラブ	東京都練馬区南田中二丁目13番1号	[削る]	[削る]
[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区立石神井台けやき学童クラブ	東京都練馬区石神井台六丁目2番10号	[削る]	[削る]
[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区立光が丘コスモス学童クラブ	東京都練馬区光が丘三丁目3番4-105号	[削る]	[削る]
練馬区立西大泉地区区民館学童クラブ	東京都練馬区西大泉五丁目3番32号	[削る]	[削る]
[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区立光が丘コスモス第二学童クラブ	東京都練馬区光が丘三丁目3番4-104号	[削る]	[削る]
[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区立早宮小学童クラブ	東京都練馬区早宮四丁目10番17号	[削る]	[削る]
[略]	[略]	[略]	[略]

別表第2（第6条関係）		別表第2（第6条関係）	
名称		名称	
<u>練馬区立豊玉南小学童クラブ</u>		[削る]	
[略]		[略]	
<u>練馬区立大泉西小学童クラブ</u>		[削る]	
<u>練馬区立南が丘小学童クラブ</u>		[削る]	
[略]		[略]	
<u>練馬区立早宮小学童クラブ</u>		[削る]	
[略]		[略]	

練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例 概要図
 練馬区ねりっこクラブ条例の一部を改正する条例

【練馬区立学童クラブ条例】

<p>直営学童クラブ (別表第1に記載) 28施設⇒24施設</p>	<div data-bbox="560 501 1257 696" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (休室→廃止) 石神井台けやき学童クラブ(令和5年度から休室) 光が丘コスモス学童クラブ(令和4年度から休室) 光が丘コスモス第二学童クラブ(平成14年度から休室) </div> <div data-bbox="560 721 975 853" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> (廃止) 西大泉地区区民館学童クラブ </div>
<p>委託学童クラブ (別表第1および別表第2に記載) 14施設⇒10施設</p>	<div data-bbox="986 913 1316 1126" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 豊玉南小学童クラブ 大泉西小学童クラブ 南が丘小学童クラブ 早宮小学童クラブ </div>

委託学童↓ねりっこ

【練馬区ねりっこクラブ条例】

<p>ねりっこクラブ (別表第1および別表第2に記載) 52校⇒59校</p>	<div data-bbox="544 1397 954 1646" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (新設) 光が丘四季の香小ねりっこクラブ 大泉第四小ねりっこクラブ 南田中小ねりっこクラブ </div> <div data-bbox="981 1397 1337 1646" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 豊玉南小ねりっこクラブ 大泉西小ねりっこクラブ 南が丘小ねりっこクラブ 早宮小ねりっこクラブ (学童クラブ条例順) </div>
--	---



議案第52号

練馬区ねりっこクラブ条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年6月12日

提出者 練馬区長 前川 燿 男

練馬区ねりっこクラブ条例の一部を改正する条例

練馬区ねりっこクラブ条例（平成27年6月練馬区条例第46号）の一部をつぎの
ように改正する。

別表第1 練馬区豊玉東小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区豊玉南小ねりっこクラブ	練馬区立豊玉南小学校	東京都練馬区豊玉南二丁目14番1号
	練馬区立豊玉南小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区豊玉南二丁目14番1号

別表第1 練馬区中村西小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区早宮小ねりっこクラブ	練馬区立早宮小学校	東京都練馬区早宮四丁目10番17号
	練馬区立早宮小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区早宮四丁目10番17号

別表第1 練馬区春日小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区光が丘四季の香小ねりっこクラブ	練馬区立光が丘四季の香小学校	東京都練馬区高松五丁目24番1号
	練馬区立光が丘四季の香小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区高松五丁目24番1号

別表第1 練馬区大泉第三小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区大泉第四小 ねりっこクラブ	練馬区立大泉第四小学校	東京都練馬区西大泉一丁目 24番1号
	練馬区立大泉第四小ねりっ こ学童クラブ	東京都練馬区西大泉一丁目 24番1号

別表第1 練馬区大泉東小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区大泉西小ね りっこクラブ	練馬区立大泉西小学校	東京都練馬区西大泉四丁目 25番1号
	練馬区立大泉西小ねりっこ 学童クラブ	東京都練馬区西大泉四丁目 25番2号

別表第1 練馬区泉新小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区南田中小ね りっこクラブ	練馬区立南田中小学校	東京都練馬区南田中五丁目 15番37号
	練馬区立南田中小ねりっこ 学童クラブ	東京都練馬区南田中五丁目 15番37号
練馬区南が丘小ね りっこクラブ	練馬区立南が丘小学校	東京都練馬区南田中二丁目 13番1号
	練馬区立南が丘小ねりっこ 学童クラブ	東京都練馬区南田中二丁目 13番1号

別表第2 練馬区豊玉東小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区豊玉南小ねりっこクラブ

別表第2 練馬区中村西小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区早宮小ねりっこクラブ

別表第2 練馬区春日小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区光が丘四季の香小ねりっこクラブ

別表第2 練馬区大泉第三小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区大泉第四小ねりっこクラブ

別表第2 練馬区大泉東小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区大泉西小ねりっこクラブ

別表第2 練馬区泉新小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区南田中小ねりっこクラブ

練馬区南が丘小ねりっこクラブ

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参考資料

令和5年6月20日

こども家庭部子育て支援課

議案第52号 練馬区ねりっこクラブ条例の一部を改正する条例

1 改正の理由および内容

つぎに掲げるねりっこクラブを実施するため、これらを別表第1および別表第2に加える。

- (1) 練馬区豊玉南小ねりっこクラブ
- (2) 練馬区早宮小ねりっこクラブ
- (3) 練馬区光が丘四季の香小ねりっこクラブ
- (4) 練馬区大泉第四小ねりっこクラブ
- (5) 練馬区大泉西小ねりっこクラブ
- (6) 練馬区南田中小ねりっこクラブ
- (7) 練馬区南が丘小ねりっこクラブ

2 施行期日

令和6年4月1日

3 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区ねりっこクラブ条例新旧対照表

現 行			改 正 案		
本 則 [略]			本 則 [略]		
付 則 [略]			付 則 [略]		
			付 則		
			この条例は、令和6年4月1日から施行する。		
別表第1 (第4条関係)			別表第1 (第4条関係)		
名称	実施場所		名称	実施場所	
	施設の名称	位置		施設の名称	位置
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区豊玉東小ねりっこクラブ	練馬区立豊玉東小学校	東京都練馬区豊玉北一丁目16番1号	練馬区豊玉東小ねりっこクラブ	練馬区立豊玉東小学校	東京都練馬区豊玉北一丁目16番1号
	練馬区立豊玉東小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区豊玉北一丁目16番1号		練馬区立豊玉東小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区豊玉北一丁目16番1号
[新設]	[新設]	[新設]	練馬区豊玉南小ねりっこクラブ	練馬区立豊玉南小学校	東京都練馬区豊玉南二丁目14番1号
	[新設]	[新設]		練馬区立豊玉南小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区豊玉南二丁目14番1号
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区中村西小ねりっこクラブ	練馬区立中村西小学校	東京都練馬区中村北四丁目17番1号	練馬区中村西小ねりっこクラブ	練馬区立中村西小学校	東京都練馬区中村北四丁目17番1号
	練馬区立中村西小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区中村北四丁目17番1号		練馬区立中村西小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区中村北四丁目17番1号
[新設]	[新設]	[新設]	練馬区早宮小ねりっこクラブ	練馬区立早宮小学校	東京都練馬区早宮四丁目10番17号
	[新設]	[新設]		練馬区立早宮小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区早宮四丁目10番17号

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区春日小ねりっこクラブ	練馬区立春日小学校	東京都練馬区春日町五丁目12番1号	練馬区春日小ねりっこクラブ	練馬区立春日小学校	東京都練馬区春日町五丁目12番1号
	練馬区立春日小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区春日町五丁目12番1号		練馬区立春日小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区春日町五丁目12番1号
[新設]	[新設]	[新設]	練馬区光が丘四季の香小ねりっこクラブ	練馬区立光が丘四季の香小学校	東京都練馬区高松五丁目24番1号
	[新設]	[新設]		練馬区立光が丘四季の香小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区高松五丁目24番1号
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区大泉第三小ねりっこクラブ	練馬区立大泉第三小学校	東京都練馬区大泉学園町三丁目22番1号	練馬区大泉第三小ねりっこクラブ	練馬区立大泉第三小学校	東京都練馬区大泉学園町三丁目22番1号
	練馬区立大泉第三小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区大泉学園町三丁目22番2号		練馬区立大泉第三小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区大泉学園町三丁目22番2号
[新設]	[新設]	[新設]	練馬区大泉第四小ねりっこクラブ	練馬区立大泉第四小学校	東京都練馬区西大泉一丁目24番1号
	[新設]	[新設]		練馬区立大泉第四小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区西大泉一丁目24番1号
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区大泉東小ねりっこクラブ	練馬区立大泉東小学校	東京都練馬区東大泉一丁目22番1号	練馬区大泉東小ねりっこクラブ	練馬区立大泉東小学校	東京都練馬区東大泉一丁目22番1号
	練馬区立大泉東小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区東大泉一丁目22番1号		練馬区立大泉東小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区東大泉一丁目22番1号
[新設]	[新設]	[新設]	練馬区大泉西小ねりっこクラブ	練馬区立大泉西小学校	東京都練馬区西大泉四丁目25番1号
	[新設]	[新設]		練馬区立大泉西小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区西大泉四丁目25番2号

[略]	[略]	[略]
練馬区泉 新小ねり っこクラ ブ	練馬区立泉新小 学校	東京都練馬区三 原台三丁目18番 30号
	練馬区立泉新小 ねりっこ学童ク ラブ	東京都練馬区三 原台三丁目18番 30号
[新設]	[新設]	[新設]
	[新設]	[新設]
[新設]	[新設]	[新設]
	[新設]	[新設]
[略]	[略]	[略]

別表第2 (第7条関係)

名称
[略]
練馬区豊玉東小ねりっこクラブ
[新設]
[略]
練馬区中村西小ねりっこクラブ
[新設]
[略]
練馬区春日小ねりっこクラブ
[新設]
[略]
練馬区大泉第三小ねりっこクラブ
[新設]
[略]
練馬区大泉東小ねりっこクラブ
[新設]
[略]

[略]	[略]	[略]
練馬区泉 新小ねり っこクラ ブ	練馬区立泉新小 学校	東京都練馬区三 原台三丁目18番 30号
	練馬区立泉新小 ねりっこ学童ク ラブ	東京都練馬区三 原台三丁目18番 30号
練馬区南 田中小ね りっこク ラブ	練馬区立南田中 小学校	東京都練馬区南 田中五丁目15番 37号
	練馬区立南田中 小ねりっこ学童 クラブ	東京都練馬区南 田中五丁目15番 37号
練馬区南 が丘小ね りっこク ラブ	練馬区立南が丘 小学校	東京都練馬区南 田中二丁目13番 1号
	練馬区立南が丘 小ねりっこ学童 クラブ	東京都練馬区南 田中二丁目13番 1号
[略]	[略]	[略]

別表第2 (第7条関係)

名称
[略]
練馬区豊玉東小ねりっこクラブ
練馬区豊玉南小ねりっこクラブ
[略]
練馬区中村西小ねりっこクラブ
練馬区早宮小ねりっこクラブ
[略]
練馬区春日小ねりっこクラブ
練馬区光が丘四季の香小ねりっこクラブ
[略]
練馬区大泉第三小ねりっこクラブ
練馬区大泉第四小ねりっこクラブ
[略]
練馬区大泉東小ねりっこクラブ
練馬区大泉西小ねりっこクラブ
[略]

練馬区泉新小ねりっこクラブ	練馬区泉新小ねりっこクラブ
[新設]	練馬区南田中小ねりっこクラブ
[新設]	練馬区南が丘小ねりっこクラブ
[略]	[略]

(仮称) 練馬区幼保小連携推進方針〔素案〕について

区教育委員会では、幼稚園・保育所・小学校が教育・保育の充実に向けて連携して取り組むため、平成24年に練馬区幼保小連携推進協議会を設置し、幼保小連携の羅針盤の役割を果たすものとして平成28年に「練馬区における幼保小連携の推進について」を策定した。

令和3年、文部科学省は中央教育審議会の下に「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」を設置し、本年2月、当該委員会が審議内容を取りまとめ提言を行った。

本提言の内容や、これまでの区の実績や課題を踏まえ、幼児教育・保育と小学校教育のより円滑な接続が実践できるよう、「練馬区における幼保小連携の推進について」を改定し、「(仮称) 練馬区幼保小連携推進方針」(以下「推進方針」という。)を、下記のとおり策定する。

記

1 これまでの主な取組

- 平成24年5月 練馬区幼保小連携推進協議会の設置
- 平成25年6月～ 幼保小連携推進研修会、懇談会の実施
- 平成27年10月～ 保護者向けリーフレット「もうすぐ1年生」の配布
- 平成28年5月 「練馬区における幼保小連携の推進について」の策定
- 平成30年6月 「ねりま接続期プログラム」の作成

2 「(仮称) 練馬区幼保小連携推進方針〔素案〕」について
別添のとおり

3 推進方針〔素案〕の構成

- I (仮称) 練馬区幼保小連携推進方針の基本的な考え方
- II 幼保小連携・接続が求められる背景
- III 国の幼保小連携・接続の推進の経過
- IV 区の幼保小連携・接続の推進に係る取組
- V 実態調査の実施
- VI 今後の取組

4 今後の取組

(1) 幼保小の連携・協働による架け橋期の教育の充実

従来の「接続期」の期間（5歳児の10月から小学校1年生の5月上旬まで）の考え方を改め、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるために重要な時期である義務教育の開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間を「架け橋期」と称し、幼保小の連携・協働のもと、それぞれのカリキュラム（教育課程、指導計画等）や教育方法の充実・改善にあたることを推進する。

(2) 家庭教育支援の充実

家庭教育に関する啓発や情報の提供、子育てに係る相談等の支援を充実し、家庭の教育力の向上や保護者の子育てに関する悩みの軽減につながる取組を拡げる。

5 区民意見反映制度に基づく意見の募集

(1) 周知方法

ア ねりま区報（6月21日号）への掲載

イ 区ホームページへの掲載

ウ 区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館、教育施策課での閲覧

(2) 意見の募集期間

令和5年6月21日（水）から令和5年7月14日（金）まで

(3) 意見の提出方法

持参、郵送、ファックス、電子メール、区ホームページ（専用の申込フォーム）

6 今後のスケジュール

令和5年9月 （仮称）練馬区幼保小連携推進方針〔案〕を報告

9月末 （仮称）練馬区幼保小連携推進方針を策定

(仮称) 練馬区幼保小連携推進方針
〔素案〕

令和5年（2023年）6月
練馬区教育委員会

目次

I	(仮称)練馬区幼保小連携推進方針の基本的な考え方	1
1	方針策定の趣旨	
2	方針の位置付け	
II	幼保小連携・接続が求められる背景	3
III	国の幼保小連携・接続の推進の経過	4
IV	区の幼保小連携・接続の推進に係る取組	5
1	練馬区幼保小連携推進協議会の設置等	
2	幼保小連携・推進に向けた事業	
(1)	研修会	
(2)	幼稚園・保育所・小学校における事業	
(3)	情報共有の促進	
(4)	家庭教育への支援	
V	実態調査の実施	8
1	令和4年度練馬区幼保小連携に関する実態調査	
2	実態調査から分かったこと	
(1)	主な成果	
(2)	主な課題	
VI	今後の取組	9
1	幼保小の連携・協働による架け橋期の教育の充実	
2	家庭教育支援の充実	
○	幼保小連携の全体イメージ	11
○	資料1 練馬区幼保小連携推進協議会設置要綱	14
	資料2 令和4年度練馬区幼保小連携推進協議会委員および調査員名簿	16
	資料3 幼保小連携推進研修会	17
	資料4 幼稚園・保育所と小学校の懇談会	21
	資料5 令和4年度練馬区幼保小連携に関する実態調査抜粋版	27

<本書の中の用語>

小学校・・・区立小学校

I (仮称) 練馬区幼保小連携推進方針の基本的な考え方

1 方針策定の趣旨

次代を担う子どもが夢や目標をもち、困難を乗り越え、自らの未来を力強く切り開きながら健やかに成長するためには、教育・保育の環境をこれまで以上に充実させていくとともに、家庭や地域の人々、行政が十分に協力・連携して、社会全体で子どもと子育て家庭を支える仕組みを作っていくことが大切です。

幼児期の教育は、教育基本法（平成18年法律第120号）において生涯にわたる人格形成を培う重要なものであるとされています。平成20年に同時改訂・改定された幼稚園教育要領、保育所保育指針、小学校学習指導要領（以下「要領・指針」といいます。）では、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続のため、幼稚園・保育所と小学校の連携に係る規定が新たに盛り込まれました。

区では、平成24年にこども家庭部が設置され保育所の所管が教育委員会となったことを契機に、幼児教育・保育と小学校教育の連携のあり方を協議し、幼稚園・保育所・小学校が教育・保育の充実に向けて連携して取り組むため、練馬区幼保小連携推進協議会（以下「協議会」といいます。）を設置しました。協議会での協議を重ね、平成28年に「練馬区における幼保小連携の推進について」（以下「幼保小連携の推進について」といいます。）を策定するとともに、推進に向けた様々な取組を実施しています。

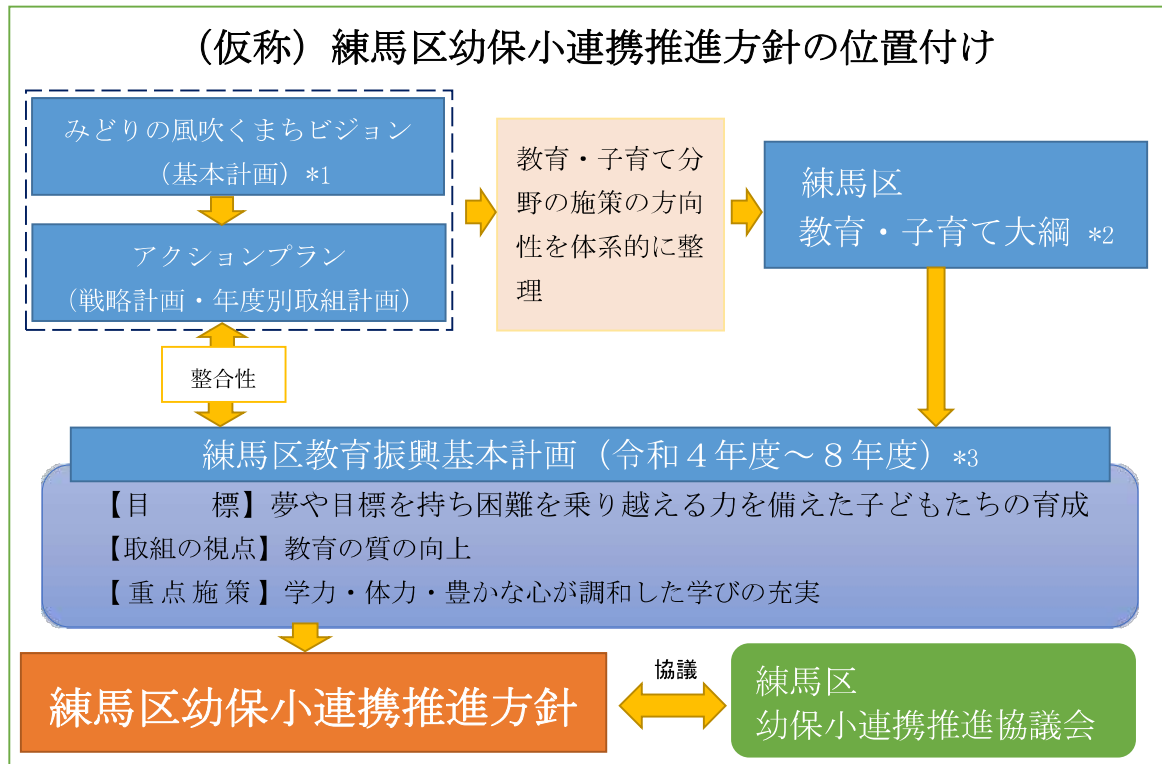
その後、平成29年の要領・指針の同時改訂・改定では、育ちと学びの連続性を意識した幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ることが明記され、子どもの成長を理解する手掛かりとして「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が共通に整理されました。

また、文部科学省は令和3年に、幼児教育の質的向上および小学校教育との円滑な接続について専門的な調査審議を行うため「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」（以下「架け橋特別委員会」といいます。）を、中央教育審議会初等中等教育分科会の下に設置し継続的な審議を行いました。令和5年2月には、「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」（以下「審議まとめ」といいます。）を取りまとめました。

架け橋特別委員会の審議まとめによる提言とともに、これまでの区の幼保小連携に係る様々な取組の実績および「令和4年度練馬区幼保小連携に関する実態調査」の結果を踏まえ、幼保小の関係者の連携・協働のもと、より円滑な接続が実践できるよう、「幼保小連携の推進について」を改定し、新たな幼保小連携の推進方針を示します。

2 方針の位置付け

本方針は、「練馬区教育・子育て大綱」と「練馬区教育振興基本計画」に基づき策定するものです。



*1 平成 27 年 3 月、新しい区政運営の方向性を明らかにし、将来を見据えた戦略を提示するため「みどりの風吹くまちビジョン」を策定した。平成 31 年 3 月には、新たな総合計画である「第 2 次みどりの風吹くまちビジョン」を策定し、「子どもたちの笑顔輝くまち」を施策の柱の一つとして掲げている。

*2 平成 27 年 4 月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育に関する目標や施策の根本的な方針について、区長と教育委員会が協議し大綱を策定することと定められた。区では、平成 28 年 2 月に「練馬区教育・子育て大綱」を策定し、さらに令和 3 年 3 月大綱を改定した。大綱では、「みどりの風吹くまちビジョン」に掲げた教育と子育てのそれぞれの分野における施策の目標や取組の方向性を体系的に整理し、重点となる施策を示している。

*3 教育振興基本計画は、「第 2 次みどりの風吹くまちビジョン」の教育分野に関連した個別計画であり、改定した「練馬区教育・子育て大綱」の施策の方針に基づき施策の具体的な実行計画を示している。

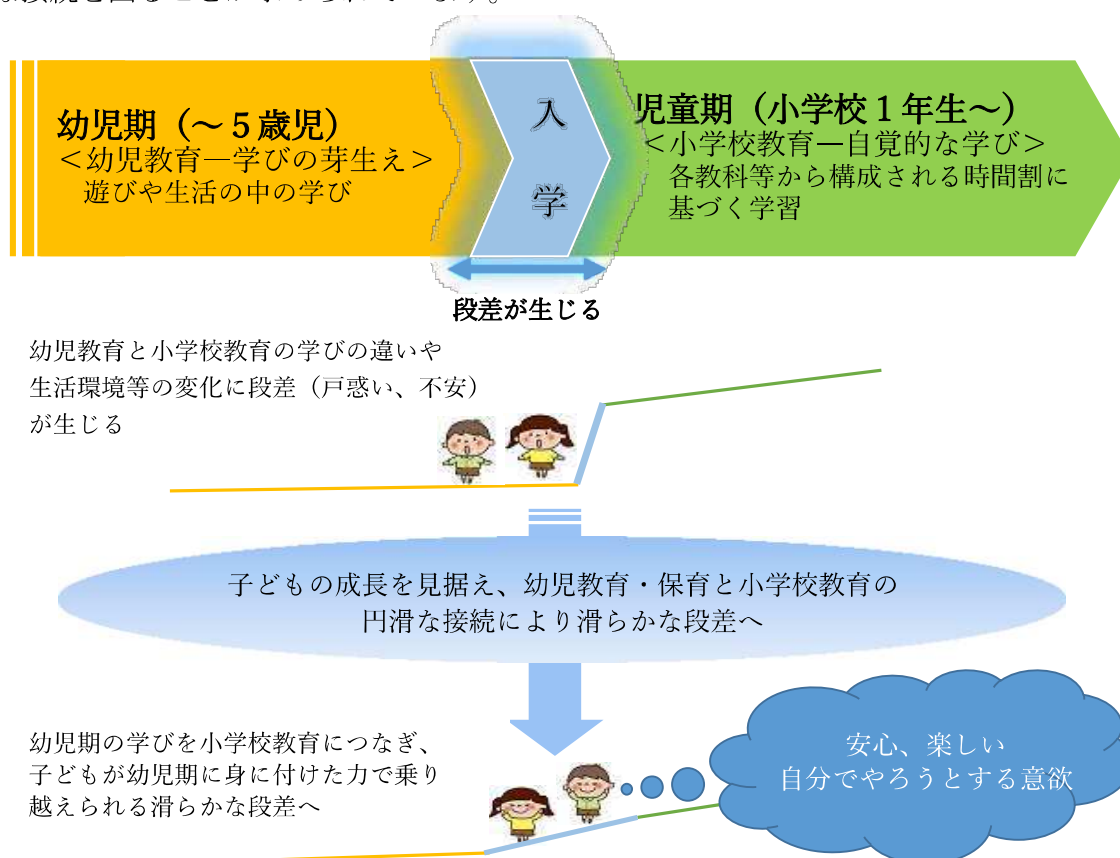
Ⅱ 幼保小連携・接続が求められる背景

幼児期は、遊びを中心とした学びの中で豊かな感性、知的好奇心、思考力など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる時期であり、児童期は、教科等の学習や学校生活により知的能力や社会性などが発達し、人格形成が促進される時期です。

幼稚園や保育所における「遊びや生活の中の学び」と小学校における「各教科等から構成される時間割に基づく学習」という教育内容の違いから、小学校入学当初の子どもが、学習・生活環境の変化に戸惑いや不安を感じ、小学校になじめず、その後の学習や生活に支障をきたすことがあります。

また、遊びを通して学ぶという幼児期の特性に関する認識が、社会的に共有されているとは言い難く、幼児教育については、いわゆる早期教育や小学校教育の前倒しと理解されることもあります。

幼児教育は、遊びを通して小学校以降の教育の基盤となる資質・能力を育成していくこと、小学校教育は、幼児教育で育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施していくことについて、改めて家庭等に周知するとともに幼保小の関係者間の共通認識を図り、施設類型や学校種を越えた連携により、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ることが求められています。



Ⅲ 国の幼保小連携・接続の推進の経過

【平成 29 年 3 月】

- 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領および小学校学習指導要領が同時改訂・改定された。
 - 幼児教育施設と小学校との円滑な接続を図ることが明記された。
 - 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」など、子どもの成長を理解する手掛かり等が共通に整理された。

【令和 3 年 7 月】

- 「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」が設置された。

【令和 4 年 3 月】

- 「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」が取りまとめられた。

【令和 5 年 2 月】

- 「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」が取りまとめられた。

国の審議まとめでは、幼稚園・保育所と小学校において連携の必要性に関する意識に差があることや、連携の内容が行事の交流等の取組にとどまり、資質・能力をつなぐカリキュラムの編成・実施が行われていないケースが多いことなどの全国的な課題が示されました。

これらの課題を踏まえ、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるために重要な時期である、義務教育開始前後の 5 歳児から小学校 1 年生の 2 年間で「架け橋期」と称して焦点を当て、幼保小においては、架け橋期の教育の位置付けや重要性について認識をそれぞれの関係者が共有し、子どもの成長を中心に捉えながら一体となって、架け橋期の教育の充実に取り組むことが提言されています。

IV 区の幼保小連携・接続の推進に係る取組

1 練馬区幼保小連携推進協議会の設置等（資料1、2）

【平成24年5月】

- 練馬区幼保小連携推進協議会の設置
- ・幼児教育・保育と小学校教育の連携のあり方を協議するため設置した。

【平成28年5月】

- 「練馬区における幼保小連携の推進について」の策定
- ・区における幼保小連携推進の取組の羅針盤の役割を果たすもの

【平成30年6月】

- 「ねりま接続期プログラム～子どもの育ちと学びをつなぐ～」の作成
- ・接続期（5歳児の10月から小学校1年生の5月上旬まで）における指導のポイントや実践例をまとめたもの

区の協議会では、幼保小それぞれの関係者が集まり、子どもの望ましい成長と発達に向けて適切な支援を行うために継続的な協議を行っています。関係者が情報を共有することにより、特別な配慮を必要とする子どもへの支援など様々な課題への共通認識が深まり、相互の教育・保育内容や指導内容について理解が進んでいます。

「ねりま接続期プログラム」は、幼稚園・保育所にて指導計画を作成・実施する際、小学校においては、スタートカリキュラムを編成・実施する際に活用しています。

2 幼保小連携・推進に向けた事業

現在区では、幼稚園・保育所と小学校の連携・接続を推進するため、次の事業を行っています。

(1) 研修会

① 幼保小連携推進研修会（資料3）

幼児期から児童期に至るまでの現状と課題、幼児教育・保育と小学校教育の連続性等について相互理解を深めるとともに、練馬区の幼保小連携の方向性について共通理解を図ることを目的として、地区別、対象者別（幼稚園・保育所の管理者、小学校長向けおよび5歳児担任・小学校1年生担任向け）に実施しています。

この研修会は、有識者の講演後、近隣施設のグループに分かれて意見交換を行っており、交流機会の役割も担っています。令和3年度から幼稚園・保育所の管理者、小学校長向け研修の有識者による講演を動画配信し、幼稚園・保育所・小学校の教員・保育士の受講の機会を提供しています。

② 幼児教育研修会

幼稚園や小学校の教員を対象に、幼稚園研究保育、実技研修や小学校授業参観を実施しています。幼児教育に対する基本的な考え方や指導・援助のあり方について教員の資質向上を図っています。

(2) 幼稚園・保育所・小学校における事業

① 懇談会（資料4）

幼稚園・保育所・小学校の教員・保育士が情報交換および情報提供を行うことにより、相互理解を図り、子どもの成長と発達を見通した指導・援助につなげていくことを目的として実施しています。区内を8ブロックに分け、毎年度、各地区の小学校1校が開催校となり、小学校と近隣の幼稚園・保育所の校長・園長などが参加し、授業参観、交流を行っています。幼児教育と小学校教育についての理解を深める機会等となり、園児・児童の指導に資しています。

② 園児と児童の交流活動

小学校とその近隣の幼稚園・保育所の児童・園児による交流事業として「一緒に遊ぶ」、「授業の見学」等による交流を行っています。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度および3年度は、対面で行う直接交流は一時的に減少しましたが、児童から園児へ手紙を送ったり、ICTを活用したWeb会議システム等による交流を実施しています。

③ 保育士・教員の交流活動

区立保育所（直営）で、「保育でつながろう ～いつでも・どこでも・どなたでも～」を通じ、保育の向上に取り組んでいます。各保育所近隣の保育施設だけでなく、幼稚園や小学校の教員と保育士が交流することにより、地域の子育て力の向上を図っています。

(3) 情報共有の促進

① 「ねりま幼保小連携だより」の発行

幼稚園・保育所・小学校が実践した交流・連携事例やスタートカリキュラムの事例紹介を中心に幼保小連携に関わる情報を提供するため、区内の幼稚園・保育所・小学校へ配布しています。

② 小学校の行事等一覧表および施設名簿等、参考資料の提供

小学校の学校公開や運動会等の行事一覧、連絡先一覧を作成し、区内の幼稚園・保育所・小学校に配布しています。小学校見学や保護者への情報提供等に活用しています。

(4) 家庭教育への支援

① リーフレットの配布

小学校の様子や子育て相談などの支援制度等を周知し、小学校への入学を控えた子どもや保護者の不安の軽減につなげることを目的に、保護者向けリーフレット「もうすぐ1年生～親子でいっしょに入学準備～」を区内の幼稚園・保育所、各区民事務所窓口等を通じて配布しています。

区立小学校へ入学を予定している外国籍児童・保護者向けに、「外国籍児童・保護者向け入学ガイドブック」を区ホームページに掲載しています。小学校での生活、入学前に準備するもの、給食などについて紹介しています。やさしい日本語版、英語版、中国語版、韓国語版の4種類があります。

② 幼稚園・保育所・小学校による子どもと保護者への支援

区立幼稚園や区立保育園では、地域の乳幼児と保護者（未就園児とその保護者を含む）を対象に、園庭開放や地域の方々との交流事業を行っています。乳幼児同士の交流の機会になるとともに、保護者が教員や保育士に子育ての悩みや不安を相談したり保護者同士の情報交換の場となっています。

また、幼稚園・保育所・小学校では、各施設の園庭開放や行事案内等を各施設のホームページ等で情報提供をしています。

V 実態調査の実施

1 令和4年度練馬区幼保小連携に関する実態調査（資料5）

区における幼保小連携の取組の実績、関係者の意識などについて現状を把握し、「幼保小連携の推進について」等改定に向けた検討資料とするため、実態調査を実施しました。

- ・調査期間 令和4年9月～10月
- ・調査対象 区内幼稚園（41園）・保育所（208所）・小学校（65校）
- ・調査方法 アンケート方式（Web調査）

2 実態調査から分かったこと

(1) 主な成果

- 研修会や懇談会は、幼稚園・保育所・小学校の教員・保育士がそれぞれの教育内容の理解を深め、幼児期の教育と小学校教育を円滑につなぐ必要性を理解する一助となっています。「幼保小連携の取組は今後さらに重要だと思いますか」という設問に対し、「そう思う（幼稚園・保育所：83%、小学校66%）」、「ややそう思う（幼稚園・保育所：12%、小学校31%）」の回答があり、幼保小連携の重要性についての認識が深まっています。（33頁参照）
- 園児と児童の交流活動については、園児は「小学校への期待が高まり、入学への不安が解消された、安心感を持った」、児童は「上級生としての意識が高まった」など、実施による成果に関する回答が多くありました。（29頁参照）

(2) 主な課題

- 令和3年度、幼稚園教員・保育士と小学校教員との交流は、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら約半数の施設で行われましたが、幼児教育・小学校教育の教育内容等に関する理解の共有や連携を行っている施設は少数（幼稚園・保育所：28園、小学校：8校）でした。（30頁参照）
- 幼稚園・保育所と小学校が協働して5歳児の指導計画等を作成した施設は2園のみでした。（30頁参照）
- 令和3年度にスタートカリキュラムを編成、実施した学校は、全小学校の6割でした。（33頁参照）

実態調査の結果から「幼保小連携の推進について」で掲げた教育内容等に関する理解の共有や連携等は一部の取組にとどまっています。幼保小の円滑な接続を図るため関係者の連携・協働をさらに促進していく必要があります。

VI 今後の取組

1 幼保小の連携・協働による架け橋期の教育の充実

義務教育の開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間の「架け橋期」は、幼保小が連携・協働して子どもの発達や学びをつなぐことにより、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくることです。

現在、幼稚園・保育所・小学校において実施されている幼保小連携のための取組は、そのほとんどが以下の表の「1 情報交換」から「2 交流」の段階に該当します。幼保小の取組が交流にとどまることなく、連携の状況に応じて段階が発展できるよう、幼児教育・保育と小学校教育の関係者が連携・協働のもと、子ども一人ひとりの特性に応じた指導・援助を行うことや、それぞれのカリキュラム・教育方法の充実・改善にあたることを推進していきます。

【幼保小連携の段階表(例)】

段階	幼稚園・保育所	小学校	教育委員会
1 情報交換	保育公開の案内 小学校との情報交換	授業公開の案内 幼稚園・保育所との情報交換	幼保小連携の啓発 連携に必要な情報提供 懇談会
2 交流	生活科授業への参加 学校行事への参加 教員・保育士の小学校見学 各取組についての小学校との事前打合せ、振返り	生活科授業交流 学校行事への招待 教員の幼稚園・保育所見学 各取組についての幼稚園・保育所との事前打合せ、振返り	幼保小連携推進研修会 幼児教育研修会 連携事業実施にかかる経費補助
3 互恵性による連携	小学校教員との連携指導 教育課程・全体的な計画、 指導計画への位置付け 公開保育・授業を通し、相互の教育の内容や方法に関する協議、理解の深化	幼稚園教員・保育士との連携指導 教育課程、指導計画への位置付け	「架け橋期のカリキュラムの手引書」の作成
4 架け橋期のカリキュラムの実施	幼稚園・保育所・小学校の教員・保育上の連携・協働による架け橋期のカリキュラムの検討・開発、実施、検証、改善		定期的・継続的な取組の支援 架け橋期のカリキュラムの実施支援

- 「ねりま接続期プログラム」を、幼児教育・保育と小学校教育の関係者が5歳児から小学校1年生の2年間の「架け橋期」を一体的に捉え、子どもの発達段階や学びの連続性などの共通の視点を持った架け橋期のカリキュラムの検討・開発、実施、検証、改善に取り組むことを支援する手引書として改定します。また、小学校のスタートカリキュラムの編成・実施につながるよう具体的な実践事例等を提供し、さらなる活用を促進していきます。

- 幼稚園・保育所・小学校がそれぞれの教育内容・方法や幼児教育・保育と小学校教育の連続性等について理解を深め、連携・協働を図るため、文部科学省が令和4年度から進めているモデル地域（全国で19自治体）における先進事例の実践方法等について情報収集を行い、研修会、懇談会等の充実に取り組んでいきます。
- 幼稚園・保育所・小学校の教員・保育士の交流や連携・協働において、ICTやオンライン等の効果的な活用を検討し、オンライン会議・研修の実施や幼保小のポータルサイトの開設など、より参加しやすい情報共有や意見交換の機会を提供していきます。

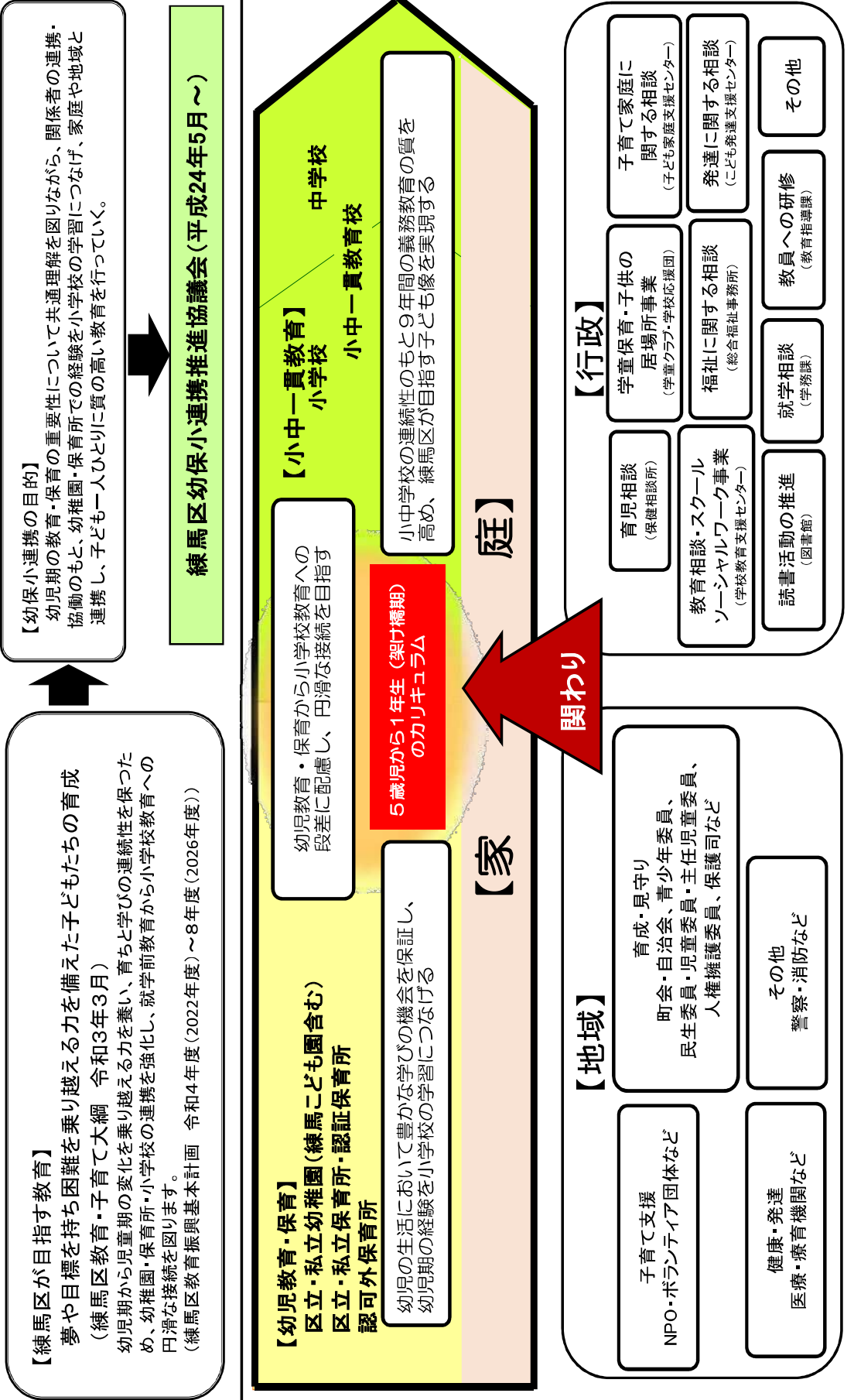
2 家庭教育支援の充実

子どもたちが健やかに成長していく過程で、基本的な生活習慣や人間性・社会性・考え方などは家庭生活の中で育まれます。

子どもたちの健全育成を進めるために、幼稚園・保育所・小学校、地域社会や関係機関と協力しながら、家庭教育に関する啓発や情報の提供、子育てに係る相談等の支援を充実し、家庭の教育力の向上や保護者の子育てに関する悩みの軽減につながる取組を拡げていきます。

- 幼稚園・保育所では、幼児期の育ちと学びの重要性や小学校との接続について保護者の理解促進を図るため、子どもの生活や学びの様子を写真や動画を用いて伝えることや、小学校長等による5歳児の保護者向け講話などの取組が始まっています。各幼稚園・保育所における取組の好事例を幼保小の関係者に情報提供し、関係者間の橋渡しを支援するなど、より多くの幼稚園・保育所で効果的な取組が実施されるよう働きかけていきます。
- 幼稚園・保育所・小学校では、家庭教育や子育て支援に関する様々な取組を実施しています。このたび、区が実施している家庭教育支援事業や保護者が抱えている子育てに関する悩みの軽減につながる事業を、目的・内容別、子どもの年齢別に検索できる専用のサイトを区ホームページに開設しました。日常的に保護者と接している幼稚園・保育所・小学校と連携しながら保護者向けの情報発信に努めていきます。

幼保小連携の全体イメージ



資 料

練馬区幼保小連携推進協議会設置要綱

平成 24 年 5 月 17 日

24 練教教第 10053 号

(設置)

第 1 条 区立小学校に入学する子供一人一人の望ましい成長と発達に向けて、幼稚園・保育所・小学校の関係者が一堂に会して、幼児教育・保育と小学校教育との連携の在り方を協議し、それぞれの機関が教育の充実にむけて取り組むため、練馬区幼保小連携推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 公私立幼稚園と区立小学校との連携の強化に関する事
- (2) 公私立保育所と区立小学校との連携の強化に関する事
- (3) その他、協議会が必要と認める事項

(会長および委員)

第 3 条 協議会は、会長および委員をもって構成する。

- 2 会長は、教育振興部長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故等があるときは、こども家庭部長がその職務を代理する。
- 5 委員は別表のとおりとし、教育振興部長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、再任することができる。

2 委員に欠員が生じた場合は、新たに委員を委嘱することができる。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報告)

第 5 条 会長は、協議の状況および結果について、必要に応じて教育長へ報告する。

(調査員の設置)

第 6 条 協議会は、協議を円滑に行うために、調査員を設置することができる。

2 調査員は、第 2 条に係る事項について、調査および資料作成等を行い、結果を会長へ報告する。

- 3 調査員は、会長が委嘱する。
- 4 その他、調査員に関して必要な事項は、会長が定める。

(会議)

第7条 協議会の会議は会長が招集する。

2 協議会の会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、協議会が決定したときは、非公開とすることができる。

3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育振興部教育施策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

付 則

この要綱は、平成24年5月17日から施行する。

付 則（平成24年6月5日24練教教教第10110号）

この要綱は、平成24年6月5日から施行する。

付 則（平成25年4月5日25練教教教第10003号）

この要綱は、平成25年4月5日から施行する。

付 則（平成28年4月1日28練教教教第10109号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月26日30練教教教第10372号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

役職等	人数
練馬区私立幼稚園協会	1名
練馬区私立保育園協会	1名
練馬区立幼稚園長会	1名
練馬区立保育園長会	2名
練馬区立小学校長会	2名
こども家庭部長	-
教育指導課長	-

資料2

令和4年度練馬区幼保小連携推進協議会委員および調査員名簿

【協議会委員】 ※会長は教育振興部長が務める

	氏名	団体名	備考
1	田中 泰行	練馬区私立幼稚園協会	向南幼稚園長
2	桑田 則行	練馬区私立保育園協会	最勝寺みのり保育園長
3	鈴木 裕美	練馬区立幼稚園長会	光が丘むらさき幼稚園長
4	鈴木 康予	練馬区立保育園長会	関町第三保育園長
5	上野 美和子	練馬区立保育園長会	大泉学園保育園長
6	佐々木 秀之	練馬区立小学校長会	大泉小学校長
7	小高 敏男	練馬区立小学校長会	豊玉小学校長
8	小暮 文夫		こども家庭部長
9	山本 浩司		教育振興部 教育指導課長

【アドバイザー】

	桶田 ゆかり	十文字学園女子大学 教授	
--	--------	--------------	--

【調査員】

	氏名	団体名	備考
1	田中 泰行	練馬区私立幼稚園協会	向南幼稚園長
2	橋爪 千尋	練馬区私立幼稚園協会	北町カトリック幼稚園長
3	田中 美津大	練馬区私立保育園協会	なんこう保育園長
4	高見 亮平	練馬区私立保育園協会	どんぐり山保育園主任
5	金子 洋子	練馬区立幼稚園長会	北大泉幼稚園長
6	小泉 幸恵	練馬区立保育園長会	田柄保育園長
7	中野 晴美	練馬区立保育園長会	北大泉保育園長
8	内木 勉	練馬区立小学校長会	光が丘春の風小学校長
9	檜垣 盛喜	練馬区立小学校長会	大泉第六小学校長
10	南 新之助		教育振興部 学務課 幼稚園係長
11	高橋 庸介		教育振興部 教育指導課 指導主事(幼稚園担当)
12	原田 昌子		こども家庭部 こども施策企画課 こども施策担当係長
13	中沢 浩一		こども家庭部 保育課 管理係長
14	山森 清一		こども家庭部 保育課 私立保育所係長

(敬称略)

幼保小連携推進研修会

【平成28年度】

日時	平成28年6月21日(火) 午後2時～4時30分
対象	公私立幼稚園・保育所の園長および区立小学校の校長
内容・講師	講演 「幼児期の教育と小学校教育との連携における相互理解」 講師 上智大学教授 酒井 朗 先生 意見交換会
開催場所	練馬区立区民・産業プラザココネリホール
参加数	179名
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・連携に上下なしという視点を大切にしたい。 ・小学校、幼保のとらえ方の違い等わかりやすく聞くことができた。 ・それぞれの指導に敬意を払うことの重みを感じた。

日時	平成28年8月1日(月)・2日(火) 午後1時30分～4時30分
対象	公私立幼稚園・保育所の5歳児担任、区立小学校1年生担任など
内容・講師	講演 「幼児期の教育と小学校教育との連携における相互理解」 講師 上智大学教授 酒井 朗 先生 意見交換会
開催場所	練馬区立区民・産業プラザココネリホール
参加数	延べ253名
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・相互理解の大切さを感じた。 ・具体的に交流をもつことや先を見据えることが大切であると思った。 ・幼保小の違いや具体的な写真、事例が分かりやすかった。

【平成29年度】

日時	平成29年6月20日(火) 午後2時～4時30分
対象	公私立幼稚園・保育所の園長および区立小学校の校長
内容・講師	講演 幼児教育と小学校教育との円滑な接続ー幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を手がかりにー 講師 國學院大學 教授 神長 美津子 先生 意見交換会
開催場所	練馬区立区民・産業プラザココネリホール
参加数	189名
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・よいタイミングで最新情報を得ることができ参考になった。 ・指針の改定に向けての話や大事にするところが分かりやすかった。 ・5歳児の終わりまでに育ってほしい姿がよくわかった。

日時	平成29年8月7日(月)・8日(火) 午後1時30分～4時30分
対象	公私立幼稚園・保育所の5歳児担任、区立小学校1年生担任など
内容・講師	講演 幼児教育と小学校教育との円滑な接続ー幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を手がかりにー 講師 國學院大學 教授 神長 美津子 先生 意見交換会
開催場所	練馬区立区民・産業プラザココネリホール
参加数	延べ246名
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の生活やカリキュラムの違いについて知ることができ良かった。 ・今後カリキュラム作成や保育に役立たせたい。 ・幼児教育や幼児期に身に付ける内容が詳しくわかった。

【平成30年度】

日時	平成30年 6月19日（火） 午後2時～4時30分
対象	公私立幼稚園・保育所の園長および区立小学校の校長
内容・講師	講演 「保幼小連携教育の推進」 講師 品川区立教育総合支援センター 学級経営指導員 酒井 敏男 先生 意見交換会
開催場所	練馬区立区民・産業プラザココネリホール
参加数	182名
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から幼稚園で大切にしている内容を、講師が伝えてくれて嬉しく感じた。 ・小学校との連携で、教員や保育士として育つことの大切さを知った。 ・幼稚園教諭や保育士を体験するのは強烈な学び、子ども感の獲得になると思った。

日時	平成30年 8月6日（月）・7日（火） 午後1時30分～3時10分
対象	公私立幼稚園・保育所の5歳児担任、区立小学校1年生担任など
内容・講師	講演 「保幼小連携教育の推進」 講師 品川区立教育総合支援センター 学級経営指導員 酒井 敏男 先生 意見交換会
開催場所	練馬区立区民・産業プラザココネリホール
参加数	延べ251名
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・豊富な実践に基づく講演であり、具体性があった。 ・なかなか繋がりを持たずにいる小学校と、どう関わりをもったら良いのかを考えさせられた。 ・交流体験の重要性を痛感した。

【令和元年度】

日時	令和元年 6月18日（火） 午後2時～4時30分
対象	公私立幼稚園・保育所の園長および区立小学校の校長
内容・講師	講演 幼保小連携の理解を深めるために～「ねりま接続期プログラム」に基づいて～ 講師 上智大学教授 酒井 朗 先生 意見交換会
開催場所	練馬区立区民・産業プラザココネリホール
参加数	201名
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・「連携のポイント」の図をもとにとっても具体的にわかりやすい話だった。 ・子どもの0歳児からの成長の様子がよく分かった。 ・酒井先生の話聞いて、「ねりま接続期プログラム」の良い活用法が理解できた。

日時	令和元年 8月5日（月）・6日（火） 午後1時30分～4時30分
対象	公私立幼稚園・保育所の5歳児担任、区立小学校1年生担任など
内容・講師	講演 幼保小連携の理解を深めるために～「ねりま接続期プログラム」に基づいて 講師 上智大学教授 酒井 朗 先生 意見交換会
開催場所	練馬区立区民・産業プラザココネリホール
参加数	延べ271名
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育園と小学校の連携の大切さを学んだ。 ・考え方を共有するという点にとっても納得した。 ・具体的に保育園で育てていく子どもの姿を考えることができた。

【令和2年度】

日時	令和2年9月14日(月)・18日(金) 午後2時～5時
対象	公私立幼稚園・保育所(園)の園長および区立小学校の校長
内容・講師	講演 「スタートカリキュラム」について 講師 仲町小学校長 米田 典子 先生 意見交換会
開催場所	練馬区立区民・産業プラザココネリホール、練馬区役所多目的会議室
参加数	延べ197名
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・米田校長先生自身の実践例に基づいた具体的な講演が分かりやすかった。 ・小学校だけでなく、幼保での取組をふまえた実践をしなければならないと理解した。 ・幼児教育や保育から切れ目なく、小学校へ円滑に移行できるよう実践したい。

※担任対象研修は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止

【令和3年度】

日時	令和3年7月5日(月) 午後2時30分～4時00分
対象	公私立幼稚園・保育所(園)の園長および区立小学校の校長
内容・講師	講演 「幼児教育の重要性と小学校との接続・連携」 講師 千葉大学教授 砂上 史子 先生
開催場所	練馬区立区民・産業プラザココネリホール
参加数	165名(動画配信視聴回数 189回)
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・非認知的能力について具体的で分かりやすかった。 ・遊びを中心とした学びの環境・保育環境づくりについて、改めて考えを整理できた。 ・学びの形成に関する調査が参考になった。

日時	令和3年8月2日(月)、8月3日(火) 午後2時～4時
対象	公私立幼稚園・保育所(園)の5歳児担任、区立小学校1年生担任など
内容・講師	講演 「幼保小の円滑な接続を目指して～スタートカリキュラムの具体例より～」 講師 仲町小学校長 米田 典子 先生 意見交換会
開催場所	練馬区立区民・産業プラザココネリホール
参加数	延べ164名
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校へ送る側は、安心して小学校へ慣れていける内容であるので、安心できた。 ・学力ではなく、生活そのものを楽しむ力を育むことの大切さを感じた。 ・具体例があったので、とても分かりやすかった。

【令和4年度】

日時	令和4年6月21日(火)・28日(火) 午後2時～4時半
対象	公私立幼稚園・保育所(園)の園長および区立小学校の校長
内容・講師	講演 「気になる子の理解と幼保小連携」 講師 明星大学教授 星山 麻木 先生 意見交換会
開催場所	練馬区立区民・産業プラザココネリホール
参加数	延べ221名(動画配信視聴回数 339回)
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育の根幹に迫るとても良い内容であった。 ・事例を交えての講演だったので、とても分かりやすかった。 ・合理的配慮の大切さを改めて感じた。

日時	令和4年7月26日(火)・27日(水) 午後2時～4時半
対象	公私立幼稚園・保育所(園)の5歳児担任、区立小学校1年生担任など
内容・講師	講演 「幼保小の円滑な接続を目指して(2) ～スタートカリキュラムの具体例より～」 講師 仲町小学校長 米田 典子 先生 意見交換会
開催場所	練馬区立区民・産業プラザココネリホール
参加数	延べ209名
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・スタートカリキュラムについて具体的な内容は知らなかったので学べて良かった。 ・スムーズに学びが移行するためにも、入学時のカリキュラムを見直したいと思った。 ・就学前に求められることなど、具体的に知ることができた。

幼稚園・保育所と小学校の懇談会

1 懇談会の目的

幼稚園・保育所・小学校の関係者が情報交換および情報提供を行うことにより相互理解を図り、子供の成長と発達を見通した指導および援助に繋げていくことを目的として実施しています。

2 開催方法

区内を分割し、各地区を担当する小学校長(1名)と園長等との懇談会を開催しています。

平成 25 年度・・・5 地区に分割

平成 26 年度から・・・8 地区に分割

3 参加者

幼稚園～平成 27 年度から参加 区立幼稚園、私立幼稚園の園長など

保育所～区立保育所(直営園)、区立保育所(委託園)、私立保育所の園長など

認証保育所～令和元年度から参加 施設長など

小学校～担当小学校長(1名)および第一学年の担任など

4 質問の事前集約

「各園からの質問に対する小学校からの回答」(令和 2 年 12 月・小学校長会協力)を踏まえ、幼稚園・保育所から小学校への質問を事前に集約して、担当小学校へ送付し、その内容を基に懇談会を実施しています。

5 懇談会のまとめの配付

情報共有の観点から、各地区の懇談会の内容をまとめた資料を作成し、教育委員会より各幼稚園・保育所および小学校に配布しています。

【平成 28 年度】

担当小学校	開催日時	内容
豊玉南小学校 (豊玉地区)	10 月 11 日(火) 13:30～16:00	授業参観 懇談(全体・グループ) 家庭教育、幼稚園・保育園で培ってほしい こと等
開進第四小学校 (開進地区)	11 月 15 日(火) 12:00～15:45	給食試食・見学、授業参観 懇談(全体・グループ) 子どもの実態、文字指導について 等
春日小学校 (練馬地区)	11 月 15 日(火) 12:15～16:00	給食試食、給食・掃除・休み時間の見学、 授業参観 懇談(全体) 幼保との接続、子ども同士のトラブル対応等

担当小学校	開催日時	内容
光が丘夏の雲小学校 (光が丘地区)	11月28日(月) 12:00～15:30	給食見学、授業参観 懇談(全体・グループ) 食育・給食、生活習慣等
富士見台小学校 (石神井東地区)	12月6日(火) 13:20～15:30	授業参観 懇談(全体) 入学当初の姿、卒園までに身に付けておくこと、 保護者対応等
関町北小学校 (石神井西地区)	10月24日(月) 11:15～14:15	授業参観、給食見学・試食 懇談(全体) 入学当初の姿、給食、食物アレルギー対応等
八坂小学校 (大泉東地区)	10月28日(金) 11:15～14:35	給食見学・試食、授業参観 懇談(全体) 幼保小の情報交換の方法、気になる子の対応、 文字指導等
大泉第六小学校 (大泉西地区)	11月8日(火) 13:15～15:45	授業参観 懇談(全体) アクティブラーニングの授業、要録・就学支援シートの活用等

【平成29年度】

担当小学校	開催日時	内容
豊玉南小学校 (豊玉地区)	11月17日(金) 12:00～16:00	給食見学・試食、掃除・昼休み見学、授業参観、帰りの会見学 懇談(全体・グループ) 就学前に身に付けておくこと、就学支援シートの活用等
北町西小学校 (開進地区)	11月27日(月) 11:15～15:00	授業参観、給食試食、昼休み・掃除見学 懇談(全体) 校長講話(学校経営方針)、要録・就学支援シートの活用等
練馬小学校 (練馬地区)	11月10日(金) 12:15～15:45	給食・掃除・昼休み見学、授業参観 懇談(全体) 接続期の段差、職員間交流、特別支援教育等
光が丘夏の雲小学校 (光が丘地区)	11月13日(月) 13:30～15:30	授業参観、帰りの会・下校見学 懇談(グループ) 入学時の文字指導、交流内容、食物アレルギー対応等
富士見台小学校 (石神井東地区)	11月27日(月) 13:10～15:20	授業参観、帰りの会・下校見学 懇談(全体) 支援が必要な子供の状況と対応、スタートカリキュラムの内容等
関町北小学校 (石神井西地区)	11月13日(月) 11:15～14:15	授業参観、給食見学・試食 懇談(全体) 就学までに身に付けてほしいこと、小学校への情報提供の方法等

担当小学校	開催日時	内容
八坂小学校 (大泉東地区)	11月9日(木) 13:40~15:30	授業参観 懇談(全体) 要録・就学支援シートの書き方と活用、保護者対応等
大泉西小学校 (大泉西地区)	11月2日(木) 12:10~15:30	給食・掃除見学、授業参観、帰りの会・下校見学 懇談(全体) スタートカリキュラムの内容、特別支援教室、アレルギー対応等

【平成30年度】

担当小学校	開催日時	内容
小竹小学校 (豊玉地区)	11月16日(金) 11:50~16:00	給食試食、給食・掃除・昼休み見学、授業参観、帰りの会見学 懇談(全体・グループ) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に基づく実践等
開進第二小学校 (開進地区)	10月11日(木) 12:00~15:45	給食試食、給食・掃除・昼休み見学、授業参観、帰りの会・下校見学 懇談(全体・グループ) 気になる子の指導、特別支援教室の内容、要録・就学支援シートの活用等
練馬小学校 (練馬地区)	11月22日(木) 13:20~15:45	授業参観 懇談(全体) ねりま接続期プログラムの活用、就学までに準備しておくこと等
光が丘夏の雲小学校 (光が丘地区)	11月1日(木) 13:20~15:30	授業参観 懇談(全体) 接続期の重要性、就学支援シートの活用と連絡会の実施等
石神井東小学校 (石神井東地区)	11月22日(木) 13:20~15:15	授業参観、帰りの会・下校見学 懇談会(全体) 就学前に身に付けておくこと、特別支援教育、給食指導等
上石神井北小学校 (石神井西地区)	10月25日(木) 13:25~16:00	全校集会見学、授業参観 懇談(全体) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の理解、特別支援教育、給食指導等
橋戸小学校 (大泉東地区)	11月6日(火) 11:00~13:45	授業参観、給食試食 懇談(全体) 入学当初の子ども・保護者の状況、特別支援教室の内容等
大泉南小学校 (大泉西地区)	11月30日(金) 11:55~15:00	給食・昼休み見学、授業参観 懇談(全体) 入学までに保護者に伝えておくこと、就学支援シート・要録の活用等

【令和元年度】

担当小学校	開催日時	内容
豊玉東小学校 (豊玉地区)	11月28日(木) 11:50～16:00	給食試食、給食・昼休み見学、授業参観、帰りの会 見学 懇談(全体・グループ) 特別支援の状況、就学前までに体験してほしいこ と、文字への興味関心等
開進第三小学校 (開進地区)	11月19日(火) 12:00～15:50	給食・昼休み見学、授業参観 懇談(全体・グループ) 就学前までに育ってほしいこと、ねりま接続期プロ グラムの活用等
練馬第二小学校 (練馬地区)	11月28日(木) 13:25～16:00	授業参観 懇談(全体・グループ) 特別支援教室の状況、就学支援シートの活用等
旭町小学校 (光が丘地区)	11月28日(木) 12:20～15:30	給食見学、授業参観 懇談(全体・グループ) 特別支援教室の状況、合理的配慮、スタートカリ キュラムの状況等
下石神井小学校 (石神井東地区)	10月11(金) 13:20～15:25	授業参観、帰りの会 見学 懇談(全体) 就学までに身に付けておくこと、「幼児期の終わり までに育ってほしい姿」等
立野小学校 (石神井西地区)	10月25日(金) 13:20～15:30	授業参観 懇談(全体) 幼保からの接続で必要なこと、要録の活用、気にな る子の保護者への対応等
豊溪小学校 (大泉東地区)	11月12日(火) 12:15～15:45	給食試食、給食・昼休み見学、授業参観 懇談(全体) 幼稚園・保育園に望むこと、スタートカリキュラムで 大切にしていること等
大泉学園緑小学校 (大泉西地区)	11月12日(火) 12:15～15:45	給食試食、給食・昼休み見学、授業参観 懇談(全体) 給食指導、子ども同士のトラブル対応、入学前に 身に付けていくこと

【令和2年度】

新型コロナウイルス感染症拡大のため懇談会中止。

「各園からの質問に対する小学校からの回答」(令和2年12月)を小学校長会の協力を得て作成した。

【令和3年度】

担当小学校	開催日時	内容
旭丘小学校 (豊玉地区)	10月14日(木) 12:55～15:30	昼休み見学、授業参観、帰りの会 懇談(全体) コロナ禍における諸対応、タブレットを使用した授業の状況等
開進第四小学校 (開進地区)	10月19日(火) 13:30～15:30	授業参観 懇談(全体・グループ) コロナ禍の中での交流の在り方、情報提供の在り方等
練馬第三小学校 (練馬地区)	11月11日(木) 12:30～15:00	昼休み見学、授業参観、帰りの会・下校見学 懇談(全体) アクティブラーニングの指導、コロナ禍の子どもへの影響等
光が丘四季の香小学校 (光が丘地区)	11月25日(木) 12:20～15:40	給食・昼休み・掃除見学、授業参観、下校見学 懇談(全体・グループ) 新型コロナウイルス感染対策、支援の必要な子への対応等
北原小学校 (石神井東地区)	10月21日(木) 13:10～15:30	授業参観、帰りの会・下校見学 懇談(全体) 感染症対策や基準、タブレットを使用した授業、給食指導等
関町小学校 (石神井西地区)	11月16日(火) 13:30～16:00	授業参観、帰りの会 懇談(全体) コロナ禍における子どもの変化、文字指導、就学支援シートの活用等
大泉北小学校 (大泉東地区)	10月21日(木) 13:20～15:30	授業参観、帰りの会・下校見学 懇談(全体) スタートカリキュラム、就学前に身に付けたい資質・能力等
大泉第二小学校 (大泉西地区)	11月25日(木) 12:40～14:50	昼休み見学、授業参観 懇談(全体) コロナ禍の学習方法の変化、気になる子の支援、保護者対応等

【令和4年度】

担当小学校	開催日時	内容
小竹小学校 (豊玉地区)	10月31日(月) 12:55～15:30	昼休み見学、授業参観 帰りの会見学 懇談(全体・グループ) 子どもの現状、特別支援教育等
仲町小学校 (開進地区)	12月5日(月) 13:10～16:00	給食・昼休み見学、授業参観、帰りの会・下校見学 懇談(全体・グループ) 子どもの主体的な姿、気になる子の対応等
練馬東小学校 (練馬地区)	11月8日(火) 12:55～15:00	昼休み見学、授業参観、帰りの会・下校見学 懇談(全体) 小学校の生活、タブレットの活用等
光が丘春の風小学校 (光が丘地区)	10月18日(火) 12:15～16:20	給食・掃除・昼休み見学、授業参観 懇談(全体) 1年生の現状と課題、入学までに身に付けてほしいこと等
光和小学校 (石神井東地区)	10月24日(月) 13:15～15:30	授業参観、下校準備・帰りの会見学 懇談(全体) 読み書きの指導、気になる子ども・保護者の情報共有等
関町北小学校 (石神井西地区)	11月28日(月) 11:15～15:00	授業参観、給食見学、給食試食 校長講話 「小学校における特別支援教育の現状について」 懇談(全体・グループ) 発達の気になる子どもの支援・対応等
大泉学園小学校 (大泉東地区)	10月24日(月) 13:00～16:00	授業参観、帰りの会・下校見学 懇談(全体・グループ) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等
大泉第三小学校 (大泉西地区)	11月14日(月) 13:15～15:30	授業参観 懇談(全体・グループ) 子どもの現状と就学までに身に付けておいてほしいこと等

令和4年度練馬区幼保小連携に関する実態調査 抜粋版

< 調査概要 >

【調査目的】

区における幼保小連携の取組の実績、関係者の意識などについて現状を把握し、「幼保小連携の推進について」等改定に向けた検討資料とするため、実態調査を実施しました。

【調査対象および回答数】

(園、校)

施設名	施設数	回収数	回収率	備考
区立幼稚園	3	3	100%	
区立保育所	60	60	100%	民間委託園を含む
私立幼稚園	38	32	84%	
私立保育所	131	110	84%	一部分園は除く
認証保育所	17	11	65%	
区立小学校	65	65	100%	
合計	314	281	89%	

・回答者…施設管理者（園長または副園長、校長または副校長）

【調査方法】

アンケート方式（Web調査）

【調査対象期間】

令和4年9月～10月

【調査項目 目次】

- 1 園児と小学校の児童に係る交流活動の取組について28
 - （問1-1）令和3年度中の園児と小学校の児童の交流活動の実施について
 - （問1-2）令和3年度中に実施した交流活動について
 - （問1-2-1）交流活動を実施したことによる成果・効果について
 - （問1-3）令和3年度中に実施しなかった理由について
- 2 幼稚園教員・保育士と小学校教員の連携について30
 - （問2-1）令和3年度中の幼稚園教員・保育士と小学校教員の連携の取組の実施について
 - （問2-2）令和3年度中に実施した連携の取組について
 - （問2-3）取組を実施しなかった要因について
 - （問2-4）今後実施、継続したい取組について
- 3 指導計画の作成、スタートカリキュラムの編成、実施について33
 - （問3-1）< 小学校への質問 > スタートカリキュラムの編成、実施について
 - < 幼保への質問 > 5歳児の指導計画の作成、実施について
- 4 幼保小連携に係る取組全般について33
 - （問4-1）幼保小連携の取組の今後の重要性について
 - （問4-2）教育委員会に取り組んでほしいことについて

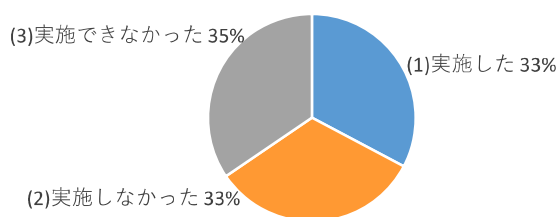
1 園児と小学校の児童に係る交流活動の取組について

【問1-1】

令和3年度中に園児と小学校の児童の交流活動を実施しましたか。

(n=281)

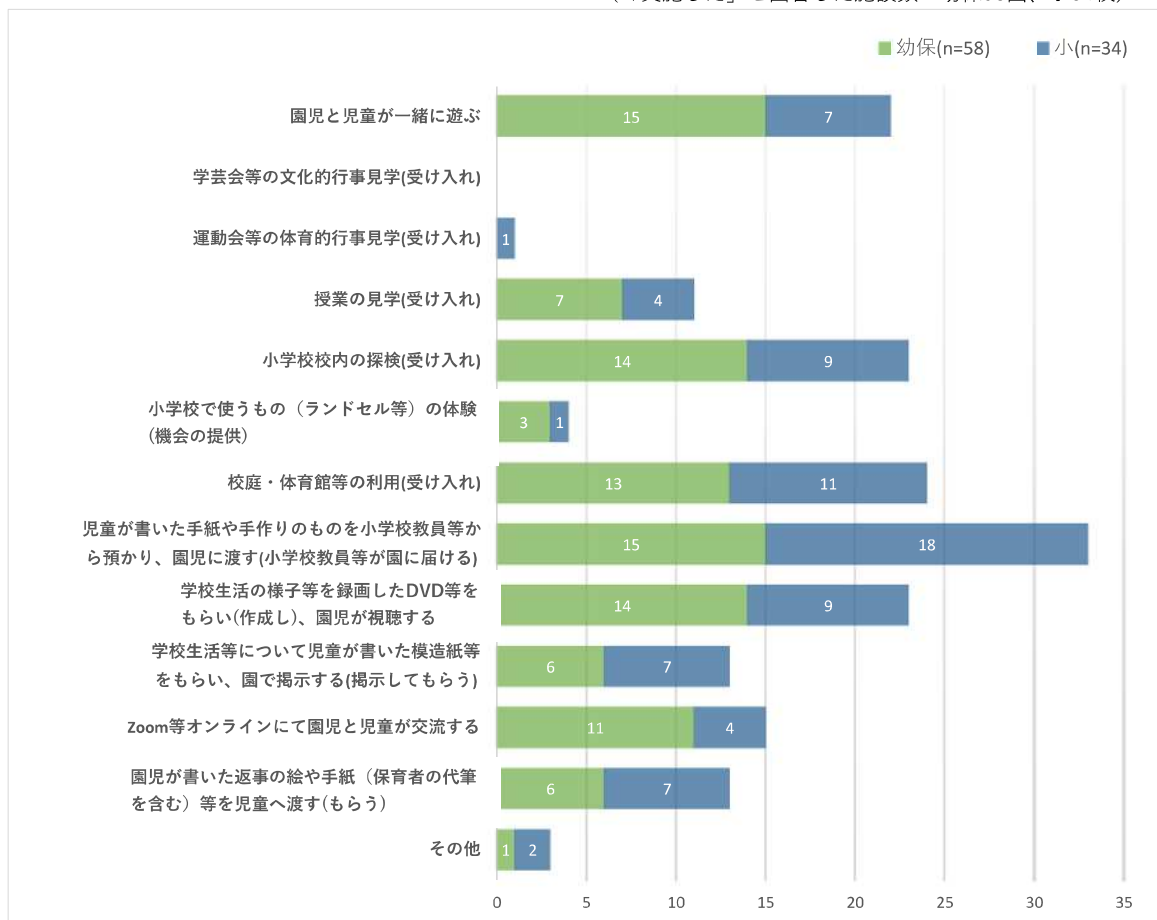
選択肢	幼保		小		合計	
	回答	比率	回答	比率	回答	比率
(1) 実施した（学校の様子を録画したDVDを園に届けたり、オンラインでの間接的な交流を含む）	58	27%	34	52%	92	33%
(2) 特に交流の計画は無く、実施しなかった	88	41%	4	6%	92	33%
(3) 計画をしていたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止等のため実施できなかった	70	32%	27	42%	97	35%



【問1-2】 問1-1で「実施した」を選択した方にお伺いします。

下記の取組例の中で、令和3年度中に実施した交流活動を教えてください。（複数回答）

（「実施した」と回答した施設数：幼保58園、小34校）



【問1-2-1】

交流活動を実施したことにより、成果・効果があったと考える点を教えてください。

主な記載内容

< 幼保 > (意見数:48件)

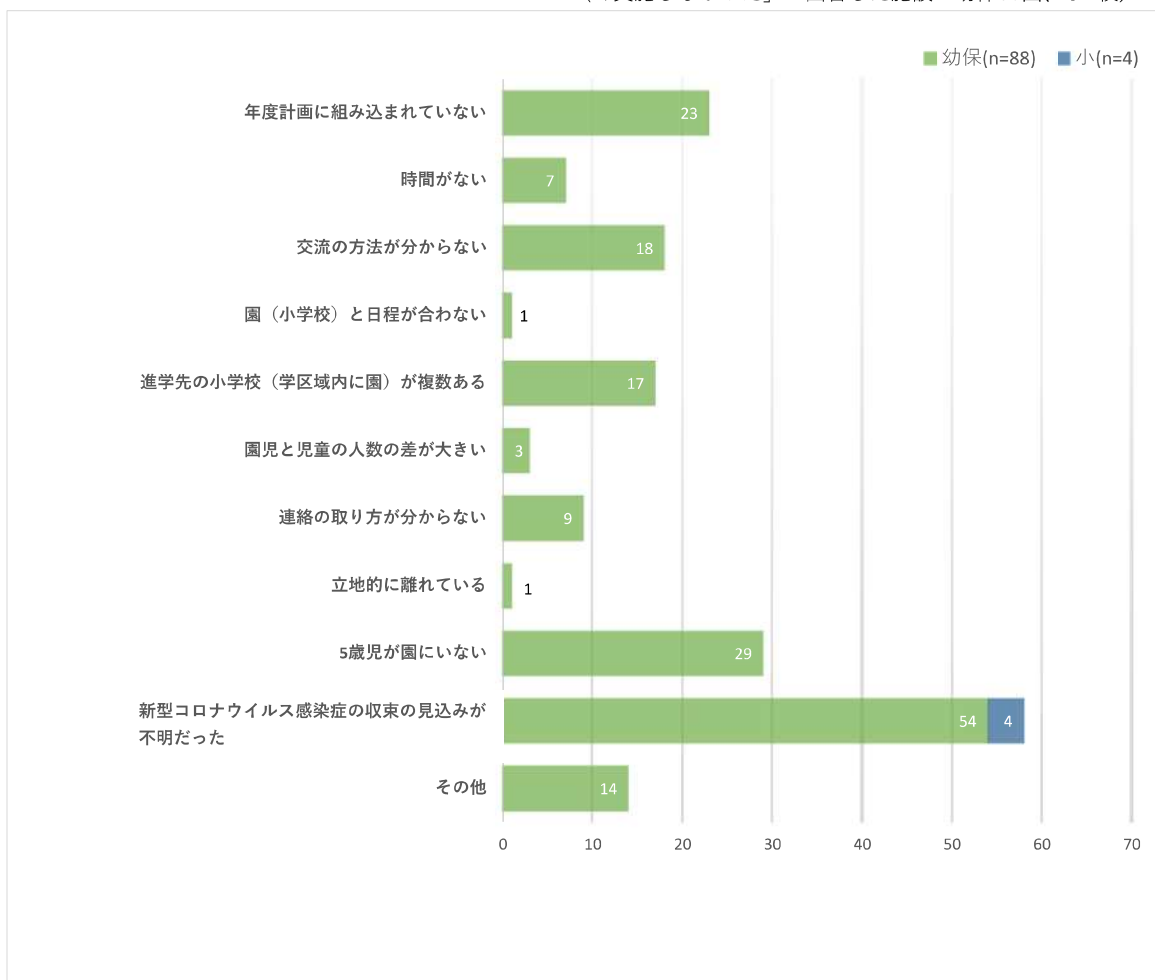
- ・園児の小学校入学への不安が減り、期待が高まった。(25件)
- ・小学校入学へのイメージがわき、楽しみにしている様子であった。(6件)
- ・園児が小学校を身近に感じられた。(3件)

< 小学校 > (意見数:29件)

- ・次年度に向けて上級生としての責任感を育むことができた。(18件)
- ・新1年生をあたたく迎えようとする気持ちが高まった。(3件)

【問1-3】 問1-1で「特に交流の計画は無く、実施しなかった」を選択した方にお伺いします。令和3年度中に実施しなかった理由を教えてください。(複数回答)

(「実施しなかった」と回答した施設: 幼保88園、小4校)



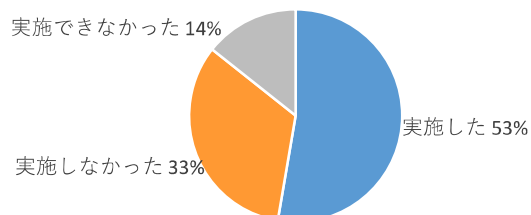
2 幼稚園教員・保育士と小学校教員の連携について

【問2-1】

令和3年度中に幼稚園教員・保育士と小学校教員の連携の取組を実施しましたか。

(n=281)

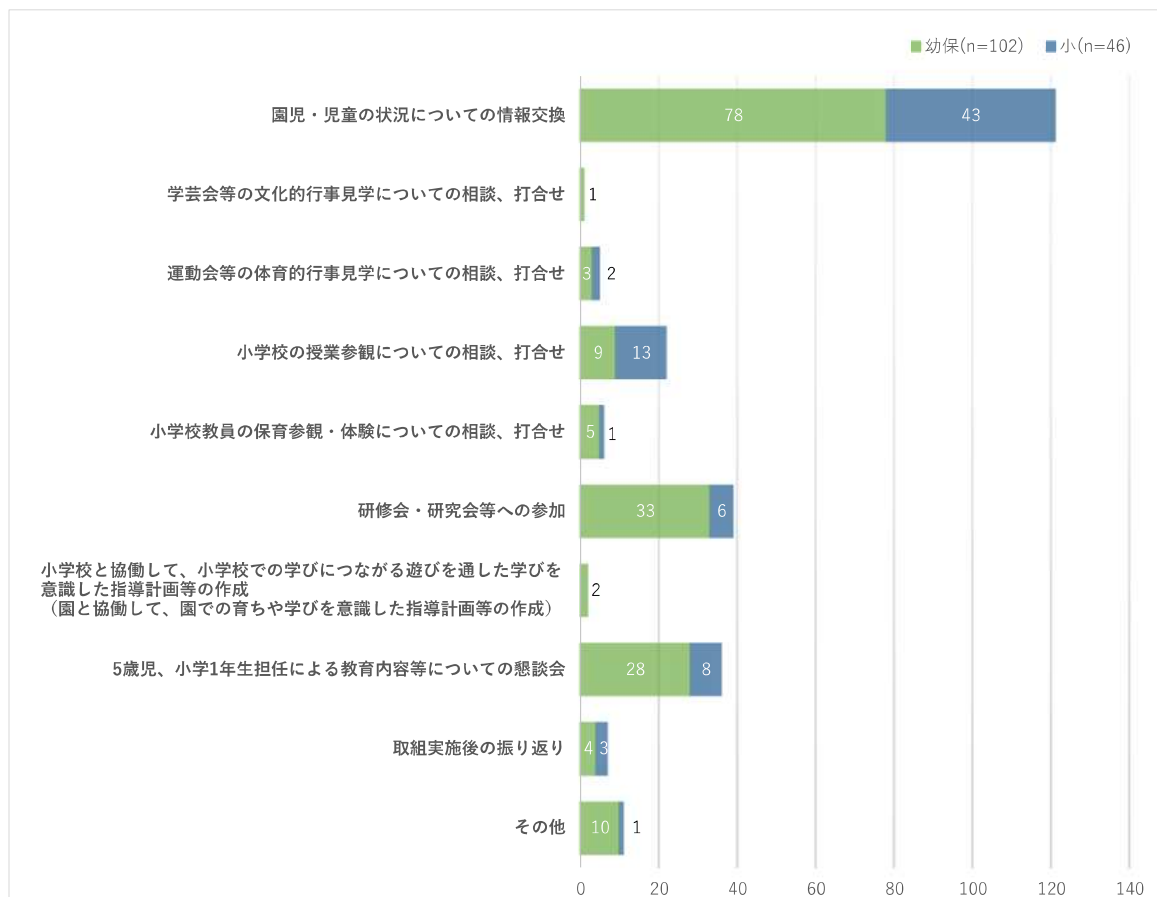
選択肢	幼保		小		合計	
	回答	比率	回答	比率	回答	比率
(1) 実施した（電話、オンライン等での実施を含む）	102	47%	46	71%	148	53%
(2) 特に交流の計画は無く、実施しなかった	87	40%	6	9%	93	33%
(3) 計画をしていたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止等のため実施できなかった	27	13%	13	20%	40	14%



【問2-2】 問2-1で「実施した」を選択した方にお伺いします。

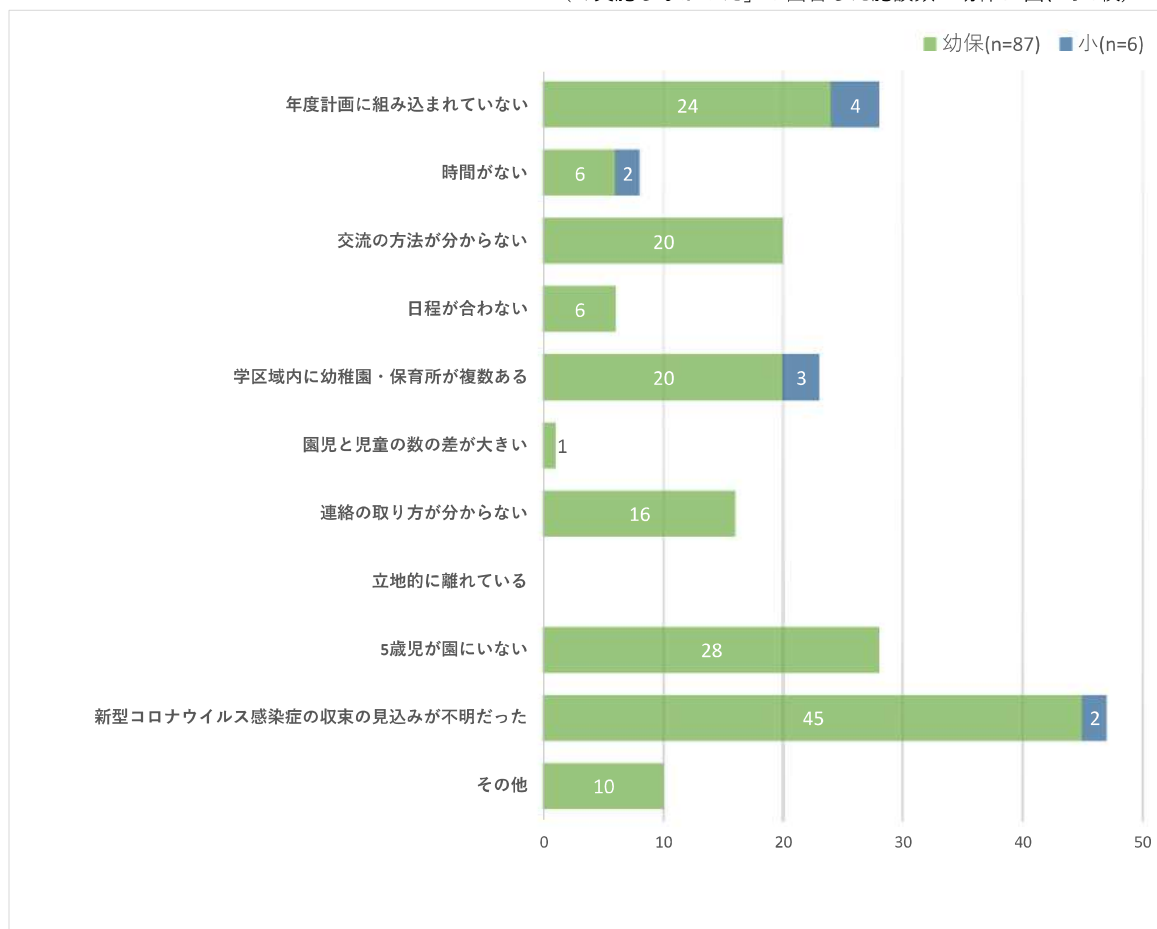
下記の取組例の中で、令和3年度中に実施した取組を教えてください。（複数回答）

（「実施した」と回答した施設数：幼保102園、小46校）



【問2-3】 問2-1で「特に計画は無く、実施しなかった」を選択した方にお伺いします。
取組を実施しなかった要因を挙げてください。（複数回答）

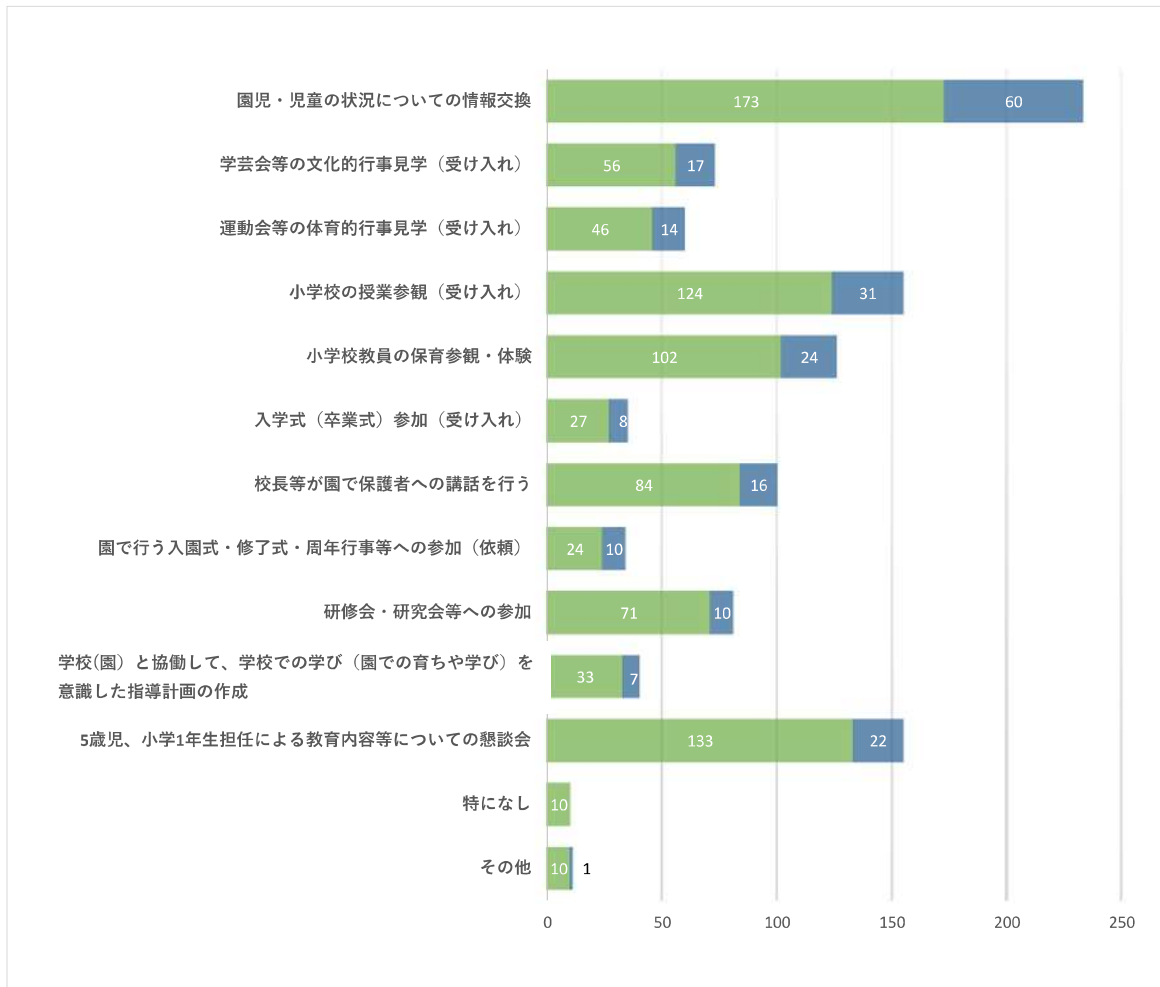
（「実施しなかった」と回答した施設数：幼保87園、小6校）



【問2-4】

今後実施、継続したい取組はありますか。（複数回答）

（回答した施設数：幼保216園、小65校）



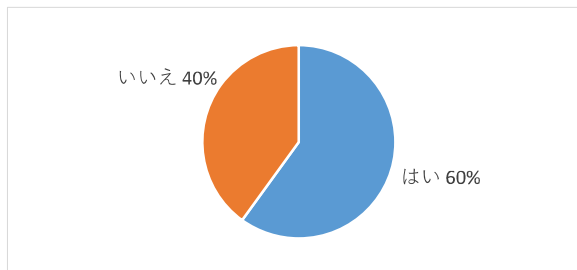
3 指導計画の作成、スタートカリキュラムの編成、実施について

【問3-1】※小学校への質問

貴校において、スタートカリキュラムを編成、実施していますか。

(n=65)

選択肢	回答数	比率
はい	39	60%
いいえ	26	40%
合計	65	100%

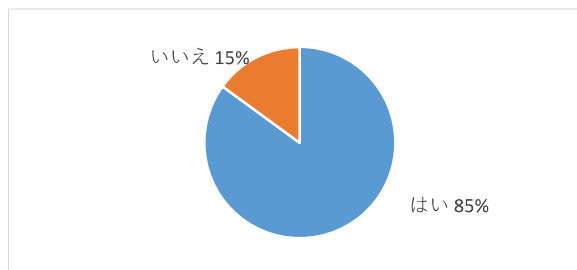


【問3-1】※幼稚園、保育所への質問

貴園において、5歳児の指導計画は、幼児期の育ちや学びが小学校の生活や学習へつながるように工夫しながら作成、実施していますか。

(n=216)

選択肢	回答数	比率
はい	184	85%
いいえ	32	15%
合計	216	100%



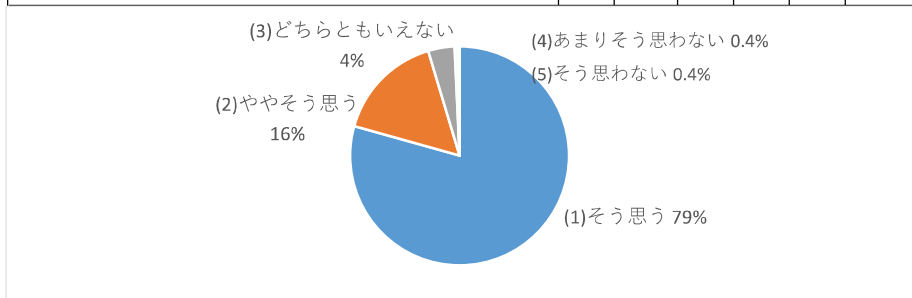
4 幼保小連携に係る取組全般について

【問4-1】

新型コロナウイルス感染症の流行により、幼保小連携の取組は行いづらいつながりが続いています。幼保小連携の取組は今後さらに重要だと思いますか。

(n=281)

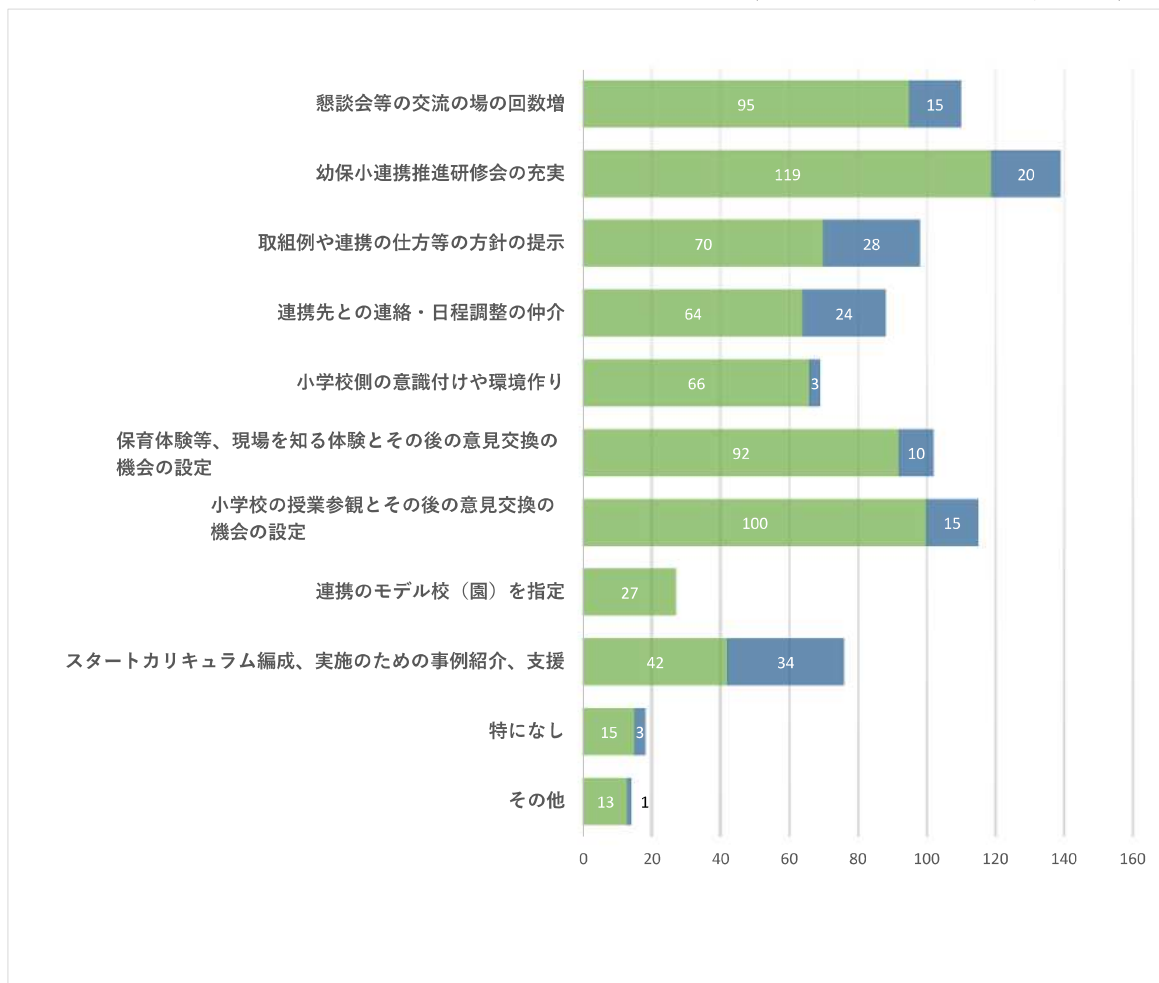
選択肢	幼保		小		合計	
	回答	比率	回答	比率	回答	比率
(1) そう思う	180	83%	43	66%	223	79%
(2) ややそう思う	25	12%	20	31%	45	16%
(3) どちらともいえない	9	4%	2	3%	11	4%
(4) あまりそう思わない	1	0.4%	0	0	1	0.4%
(5) そう思わない	1	0.4%	0	0	1	0.4%



【問4-2】

幼保小連携に係る取組全般について、円滑に実施するために教育委員会に取り組んでほしいことはありますか。（複数回答）

（回答した施設数：幼保216園、小65校）



(仮称) 練馬区幼保小連携推進方針〔素案〕

令和5年(2023年)6月

発行 練馬区教育委員会事務局 教育振興部 教育施策課
住所 〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1
電話 03-3993-1111 (代表)
FAX 03-5984-1221
練馬区ホームページ <https://www.city.nerima.tokyo.jp>

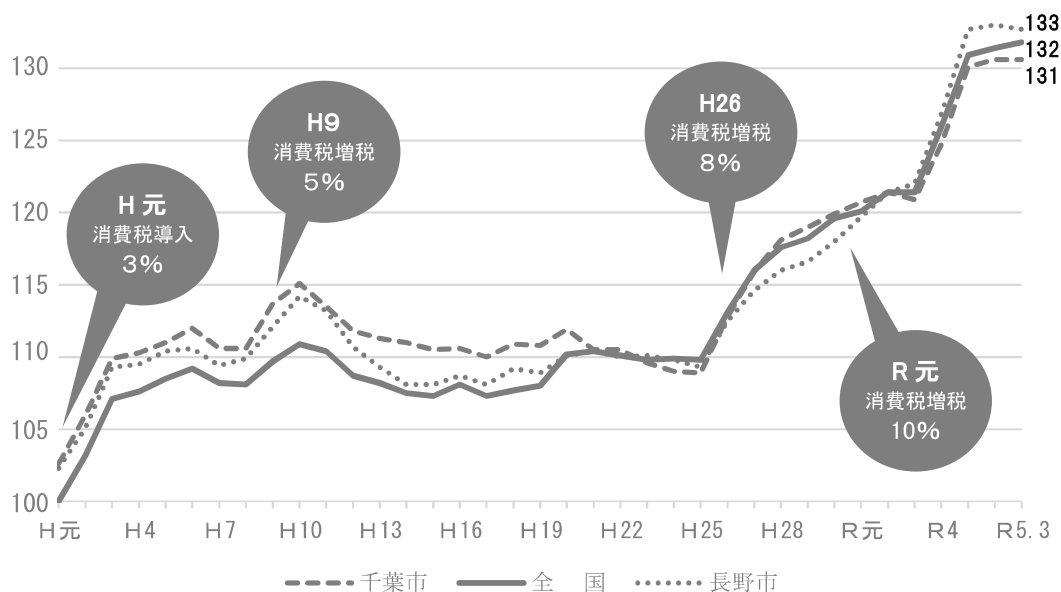
練馬区立少年自然の家の食事料金改定について

練馬区立少年自然の家では、食事料金を各施設の指定管理者（委託事業者）の収入として取り扱っており、その上限額を練馬区立少年自然の家条例施行規則で定めているところである。現在の食事料金は平成元年度に設定したが、急激な食材料費の高騰を受け、下記のとおり改定する。

記

1 改定内容

平成元年と比較して約30%、物価指数が上昇しているが、大幅な値上げによる利用者への影響を考慮し、事業者との協議を踏まえて今回15%の値上げとする。



※ 政府統計の総合窓口（e-Stat）消費者物価指数（食料）令和5年3月分までの最新データをもとに作成

2 改定日

令和5年7月1日

3 改定金額

(単位：円)

		区分	現行料金	改定料金
学校利用	小学校	朝食	500	580
		昼食	500	580
		夕食	750	860
	中学校	朝食	600	690
		昼食	600	690
		夕食	800	920
一般利用	大人	朝食	600	690
		夕食	2,400	2,760
	子供	朝食	500	580
		夕食	800	920
	合宿	朝食	600	690
		夕食	800	920

※単価は四捨五入して10円単位とする。

4 周知方法

区ホームページおよび宿泊予約サイトへの掲載、改定日以降の既予約者への個別連絡により周知する。

5 今後の料金改定の考え方

食料に係る消費者物価指数の変動率が年間±5%を超えた場合や消費税増税時は、食事料金の改定を検討する。

令和 5 年 6 月 22 日
教育振興部学校教育支援センター

子ども相談アプリの運用開始について

令和元年度から運用してきた、いじめ等対応アプリ（ねりまホッとアプリ）の機能について、児童生徒の相談環境を充実させた子ども相談アプリの運用を下記のとおり開始する。

記

1 アプリの名称

ねりまホッとアプリ+（プラス）

2 概要

(1) 対象者

- ア 区立小中学校の児童生徒
- イ 区内在住の小中学生

(2) 主な機能

双方向のチャット形式で、年末年始を除く毎日、悩みをカウンセラーに相談することができる。緊急の場合や相談時間外には、電話窓口を表示する。

(3) 利用方法

- ア 児童生徒用タブレットパソコンに、登録された URL からアクセスする。
- イ 個人のスマートフォン等から、QR コードを読み取ってアクセスする。

3 運用開始時期

令和 5 年 7 月 11 日から

4 周知方法

全区立小中学校を通じて、児童生徒にアクセス先の QR コードを記載した相談カードと保護者向け通知を配布する。

また、教育だより（7月7日号）、ねりま区報（7月11日号）および区ホームページに掲載する。

相談の流れのイメージ

●●SNS 悩み相談窓口

2023/02/06 14:00

学校に知らせる

14:07

では、まずあなたのことを教えてください。書いてくれない場合は「書いてくれない」ボタンを押してくださいね。

はじめに、性別を教えてください。

男

女

それ以外

書いてくれない

14:07

女

14:08

次に学年をお聞きします。まずは、学校を教えてください。

小学校

中学校

高等学校

書いてくれない

14:08

メッセージの入力

Powered by hitobito

●●SNS 悩み相談窓口

2023/02/06 15:07

メニューから選んでください。

相談する

学校に知らせる

電話窓口を表示する

相談する

15:07

15:07

わかりました。相談ですね。それでは、相談員に繋がりますか？

その間にあなたの悩みを教えてくださいませんか？

15:07

メッセージの入力

Powered by hitobito

●●SNS 悩み相談窓口

2023/02/06 15:09

わかりました。相談ですね。それでは、相談員に繋がりますか？

その間にあなたの悩みを教えてくださいませんか？

15:07

来年の大学受験が心配です。親や先生はプレッシャーをかけてきますが、部活の引退試合も近いのに集中できません。チームメイトにも迷惑をかけてしまうことがあります。どうすればいいのでしょうか。

相談してくれてありがとうございます。高校2年生のこの時期になると、周りからの受験のプレッシャーはすごいですよね。ただ、この時期だとあなたのように部活をしている人もたくさんいますよ。部活の引退試合はいつなのでしようか？

15:11

メッセージの入力

Powered by hitobito

資料 10

令和 5 年 6 月 22 日
こども家庭部子育て支援課

区立学童クラブの休室について

令和 5 年度末をもって下記の学童クラブを休室する。

記

1 休室する学童クラブ

練馬区立光が丘あさがお学童クラブ

所在地 練馬区光が丘 5 - 5 - 5

受入れ上限数 43 名

在籍児童数 43 名（令和 5 年 4 月 1 日時点）

2 休室理由

令和 6 年度に光が丘四季の香小学校ねりっこ学童クラブを開設するため。

3 令和 6 年度以降の光が丘四季の香小近隣学童クラブ

<案内図>



令和 5 年度練馬子ども議会を開催について

1 目的

(1) 区政に関する意見の聴取

中学生が日頃疑問に思っていること、子ども議員として希望や意見などを表明する場を提供するとともに、区政に反映させる機会とする。

(2) 区政や区議会、選挙の仕組みについての学習

子ども議会を経験することにより、区政や区議会の仕組みを学習するとともに、選挙の仕組みについて理解を深め、区政への関心を高める機会とする。

2 実施内容

(1) 開催期間

令和 5 年 7 月 1 日（土）～令和 5 年 8 月 3 日（木）

(2) 開催場所

区役所地下多目的会議室、議場、全員協議会室、生涯学習センターホール等

(3) 子ども議員

区立中学校および国・都・私立中学校生徒 35 名程度

(4) 内容等

ア 学習会（7 月 1 日、21 日、25 日、31 日）

区政および区議会制度、選挙制度、地域調査、政策提言等について学習会（4 回）を開催する。

イ 開会宣言・意見交換会（7 月 31 日）

議場にて開会宣言を行う。

全員協議会室にて政策提言（案）を発表し、子ども議員間で意見交換を行う。

ウ 政策提言発表（8 月 3 日）

区に対して政策提言を行う。

エ 報告書

練馬子ども議会の報告書を作成し、区内小中学校等に配布する。

3 子ども議員の推薦および政策提言発表等の周知

(1) 子ども議員の推薦

区立中学校および区内所在の国・都・私立中学校については通知文により推薦を依頼する。

(2) 政策提言発表・意見交換会の周知

区報（7月21日号）、区ホームページおよび教育だよりにより周知する。